

会 議 録 目 次

平成20年第1回海田町議会3月定例会（第1日目）

平成20年3月5日（水）午前9時00分開会

日程第1	会議録署名議員の指名について……………	5
日程第2	会期の決定について……………	5
日程第3	諸 般 の 報 告……………	5
	（1）議 会 報 告	
	（2）行 政 報 告	
日程第4	同意第1号 固定資産評価審査委員会委員の選任の同意について……	1 1
日程第5	同意第2号 教育委員会委員の任命の同意について……………	1 3
日程第6	第1号議案 広島県市町職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増加、共同処理する事務の変更及び組合規約の変更について……………	1 5
日程第7	第2号議案 広島県市町公務災害補償組合の解散について……………	1 5
日程第8	第3号議案 広島県市町公務災害補償組合の解散に伴う財産処分について……………	1 5
日程第9	第4号議案 町道の路線の認定について……………	2 0
日程第10	第5号議案 農業委員会の廃止に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について……………	2 4
日程第11	第6号議案 平成19年度海田町一般会計補正予算（第4号）……………	2 9
日程第12	第7号議案 平成19年度海田町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）……………	5 4
日程第13	第8号議案 平成19年度海田町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）……………	5 7
日程第14	第9号議案 平成19年度海田町老人保健特別会計補正予算（第3号）……………	6 1
日程第15	第10号議案 平成19年度海田町介護保険特別会計補正予算（第4号）……………	6 2
日程第16	施 政 方 針……………	6 4
	（延 会）……………	7 6

7. 欠 席 議 員 (1名)

11番 河 野 道 昭



8. 説明のため議場に出席した者の職氏名

町	長	山 岡 寛 次
企 画 部	長	永 海 房 雄
総 務 部	長	園 山 純
福 祉 保 健 部	長	内 田 和 彦
建 設 部	長	児 玉 正 克
会 計 管 理 者		西 本 徹 郎
企 画 課	長	大 久 保 裕 通
財 政 課	長	臼 井 真
まちづくり推進課	長	木 原 晴 彦
総 務 課	長	植 野 敏 彦
税 務 課	長	朝 倉 登 司 雄
生 活 安 全 課	長	金 子 幹 雄
住 民 課	長	飯 田 義 光
福 祉 課	長	窪 地 満
高 齢 福 祉 課	長	加 藤 一 生
保 健 セ ン タ ー 所 長		岡 田 壽 人
都 市 整 備 課	長	久 保 伸 一
建 設 課	長	畠 山 隆
下 水 道 課	長	野 間 宏 紀
教 育 委 員 長		瀧 川 昌 俊
教 育	長	正 木 洋
教 育 部	長	中 野 潔
参 事		木 原 正 博
学 校 教 育 課	長	青 木 基 秀
生 涯 学 習 課	長	青 木 義 和
参 事		新 浜 憲 治

- 日程第19 第11号議案 海田町まちづくり町民参画条例の制定について
- 日程第20 第12号議案 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第21 第13号議案 特別職の職員等の給与の特例に関する条例の制定について
- 日程第22 第14号議案 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第23 第15号議案 海田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第24 第16号議案 海田町手数料条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第25 第17号議案 海田町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第26 第18号議案 海田町民センター設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第27 第19号議案 海田町ひとり親家庭等医療費支給条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第28 第20号議案 海田町重度心身障害者医療費支給条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第29 第21号議案 海田町後期高齢者医療に関する条例の制定について
- 日程第30 第22号議案 海田町老人医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第31 第23号議案 海田町介護保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第32 第24号議案 平成20年度海田町一般会計予算
- 日程第33 第25号議案 平成20年度海田町公共下水道事業特別会計予算
- 日程第34 第26号議案 平成20年度海田町国民健康保険特別会計予算
- 日程第35 第27号議案 平成20年度海田町老人保健特別会計予算
- 日程第36 第28号議案 平成20年度海田町介護保険特別会計予算
- 日程第37 第29号議案 平成20年度海田町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第38 第30号議案 平成20年度海田町水道事業会計予算

~~~~~〇~~~~~

11. 議 事 の 内 容

午前9時00分 開会

○議長（原田）皆さん、おはようございます。本日は大変ご苦労さまでございます。

ただいまの出席議員数は15名でございます。定足数に達しておりますので、平成20年  
第1回海田町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付してあり  
ます日程第1から日程第38に至る各議案でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（原田）日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第110条の規定により、議長より、7番、桑
原議員、8番、多田議員を指名いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（原田）日程第2、会期の決定についてを議題といたします。お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から3月21日までの17日間といたしたいと思いますが、これ  
にご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原田）異議なしと認めます。よって、会期は本日から3月21日までの17日間と決  
めます。

この際、執行部の出席を求めるため、暫時休憩をいたします。

~~~~~○~~~~~

午前9時02分 休憩

午前9時03分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長（原田）休憩前に引続き本会議を再開いたします。

この際、執行部の方に申し上げます。本定例会の会期は、本日から3月21日までの17  
日間と決定しております。

~~~~~○~~~~~

○議長（原田）日程第3、諸般の報告を行います。

まず、議会報告でございますが、議会の動きとしてお手元に配付いたしております12
月定例会以降の主なものについて報告いたします。

まず、12月25日及び2月21日に安芸地区衛生施設管理組合議会の定例会が開催されて
おりますので、議会の概略について、組合議会議員であります総務部長から報告を求め
ることにいたします。総務部長。

○総務部長（園山） それでは、平成19年12月25日に開催されました平成19年第2回安芸地区衛生施設管理組合議会定例会、本年2月21日に開催されました組合議会議員全員協議会及び平成20年第1回組合議会定例会についてご報告します。

初めに、平成19年12月25日に開催されました平成19年第2回定例会ですが、付議案件は選任1件、議案5件の計6件でございました。まず、選任第1号は組合の副管理者を選任するもので、本町の山岡町長が選任されました。続きまして、議案関係ですが、議案第9号の職員の給与に関する条例の一部改正については、国家公務員の給与改定等に伴い、給料、勤勉手当の支給月数及び配偶者以外の扶養手当の額を改正するものです。主な内容ですが、給与にあつては1級から3級までの職員の給料を改正し、扶養手当は6,000円を6,500円に、勤勉手当は年間の支給月数を0.05月分増としています。続きまして、議案第10号の組合議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正でございますが、国家公務員の給与改定等に伴い、期末手当の年間の支給月数を0.05月分増とするものでございます。続きまして、議案第11号の平成18年度安芸地区衛生施設管理組合各会計歳入歳出決算認定ですが、監査委員から各会計とも適正に処理されている旨の報告を受けております。続きまして、議案第12号の平成19年安芸地区衛生施設管理組合一般会計補正予算（第1号）についてでございますが、平成18年度の決算剰余金の確定に伴い、既定の歳入歳出の予算総額にそれぞれ1,191万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を6億1,567万円とするものでございます。続きまして、議案第13号の安芸地区広域ごみ焼却場事業特別会計補正予算（第1号）ですが、平成18年度の決算剰余金の確定に伴い、既定の歳入歳出の予算総額にそれぞれ55万円を追加し、歳入歳出予算の総額を9億8,022万8,000円とするものでございます。なお、繰越金が5,193万5,000円増となりましたので、各構成町からの施設負担金は5,138万5,000円減額をされております。このうち本町の負担金は1,256万1,000円減となっております。以上、提案されました議案5件すべてにつきまして、原案どおり可決されました。

続きまして、平成20年2月21日に開催されました組合議会議員全員協議会でございますが、平成20年度安芸地区広域ごみ焼却場事業特別会計において廃プラリサイクル補助金を交付することに対する協議と、安芸地区不燃物最終処分場に係る経費と事務的整理についての報告でした。

続いて開催されました平成20年第1回定例会につきましては、安芸地区衛生施設管理組合廃棄物の処理及び清掃等に関する条例の一部改正について外3件の議案が提案され

ました。まず、議案第1号の安芸地区衛生施設管理組合廃棄物の処理及び清掃等に関する条例の一部改正につきましては、し尿の収集に係る燃料等の価格が上昇したことにより、し尿の収集手数料の改正をするもので、主な改正内容は、一般家庭における人頭割1人につき5円の増、基本料金のうちホース30メートル以上60メートル未満の場合にあつては5円増としたものでございます。次に、議案第2号の組合経費の関係市町の負担についてですが、組合同約第12条第3項の規定により、構成市町の負担金は毎年度、組合議会の議決を経て定めることとなっております。負担方法につきましては、これまでと同様の方式で算定するものとされております。平成20年度の一般会計にかかわる構成市町の負担金の合計額は4億4,876万2,000円で、そのうち本町の負担額は6,568万4,866円でございます。また、安芸地区広域ごみ焼却場事業特別会計に係る構成市町の負担金の合計額は11億2,933万9,000円で、このうち本町の負担額は2億7,927万2,883円でございます。次に、議案第3号の平成20年安芸地区衛生施設管理組合一般会計ですが、これは主にし尿関係の予算でございますけれども、歳入歳出の予算総額はそれぞれ5億6,112万9,000円です。対前年度と比較しますと、収集運搬業務、処理施設保守管理業務等の委託業務の減及び搬入車両計量装置設置工事の完了などにより5,454万1,000円、8.86%の減となっております。次に、議案第4号の平成20年度安芸地区広域ごみ焼却場事業特別会計ですが、歳入歳出の予算総額はそれぞれ12億3,757万8,000円でございます。対前年度と比較しますと、ボイラー設備等の法定点検、炉の保証期間満了による焼却炉施設の補修費、保守点検料の増により2億5,735万円、26.25%の増となっております。以上、提案されたすべての議案は原案どおり可決されました。

なお、関係資料につきましては議会事務局で保管をしておりますので、ご覧いただきたいと思っております。以上で報告を終わります。

- 議長（原田）続いて、1月30日に平成20年第1回広島県後期高齢者医療広域連合議会定例会が開催されましたので、本議会選出の議員であります私から、議会の概略についてご報告をいたします。

平成20年第1回広島県後期高齢者医療広域連合議会定例会におきましては、条例案件6件及び予算案件3件が提案されました。まず、条例案件として、議案第1号「広域連合事務分掌条例の一部改正」について、4月1日からの制度開始に伴う出納事務等の増加に対応するため、係の増設等、関係規定を整備すること。議案第2号「広域連合職員定数条例の一部改正」について、制度開始に伴い、事務局職員を現行24名から35名にす

ること。議案第3号「広域連合職員等の旅費に関する条例の一部改正」及び議案第4号「広域連合特別職の職員等の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正」について、簡素で合理的な旅費制度とするため必要な改正をすること。議案第5号「広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金の設置、管理及び処分に関する条例の制定」について、被扶養者であった者の保険料負担激変緩和措置に係る、国からの交付金を管理するため基金を設置し、必要事項を定めること。議案第6号「広域連合後期高齢者医療給付準備基金の設置、管理及び処分に関する条例の制定」について、保険料の剰余金等を適正に管理・運用するため基金を設置し、必要事項を定めること。いずれも全会一致で可決されております。次に、予算案件として、議案第7号「平成19年度広域連合一般会計補正予算（第1号）」歳入歳出それぞれ210万4,000円を追加し、予算総額をそれぞれ6億570万6,000円とすること。議案第8号「平成20年度広域連合一般会計予算」歳入歳出予算それぞれ9億8,271万1,000円とすること。議案第9号「平成20年度広域連合特別会計予算」歳入歳出予算それぞれ2,823億9,446万5,000円とすること。いずれも全会一致で可決されました。

なお、関係資料は議会事務局に保管しておりますので、ご覧いただきたいと思っております。以上で平成20年第1回広島県後期高齢者医療広域連合議会定例会についての報告を終わります。

次に、2月13日開催の広島県町村議会議長会平成19年度自治功労者等表彰式におきまして、町村議会議員として15年以上在職の河野議員、崎本議員、そして私が全国議長会の自治功労表彰を受けましたので、ご報告いたします。

次に、3月3日に広島県市町職員退職手当組合議会定例会及び広島県市町公務災害補償組合議会定例会が開催されましたので、組合議会議員であります私から、議会の概略についてご報告いたします。

平成20年第1回広島県市町職員退職手当組合議会定例会におきましては、条例改正4件、補正予算1件、当初予算1件及びその他議案3件が提出されました。まず、その他議案として「広島県市町職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増加、共同処理する事務の変更及び組合規約の変更について」「広島県市町公務災害補償組合の解散について」及び「広島県市町公務災害補償組合の解散に伴う財産処分について」が提出され、いずれも全会一致で可決されております。次に、条例改正として「広島県市町職員退職手当組合退職手当支給条例等の一部を改正する条例」「広島県市町職員退職手当組合負

担金条例の一部を改正する条例」「役員費用弁償及び職員旅費に関する条例の一部を改正する条例」及び「職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例」が提出され、いずれも全会一致で可決されました。続いて、補正予算として「平成19年度広島県市町職員退職手当組一般会計補正予算（第1号）」が提出されました。これは、歳入歳出それぞれ6億8,479万3,000円を減額し、予算総額をそれぞれ98億2,510万8,000円とするもので、全会一致で可決されました。次に、当初予算として「平成20年度広島県市町職員退職手当組一般会計予算」が提出されました。これは、歳入歳出予算の総額をそれぞれ78億6,559万円と定めるもので、全会一致で可決されました。

続きまして、平成20年第1回広島県市町公務災害補償組合議会定例会につきましては、正副議長の選挙並びに監査委員の選任同意1件、条例改正1件、当初予算1件及びその他議案1件が提出されました。まず、正副議長の選挙が行われ、議長に長尾勝美安芸太田町議会議長が、副議長に岡崎眞神石高原町議会議長が、それぞれ選任されました。次に、「監査委員の選任同意」については、組合議員のうちから選任する監査委員に、引き続き私が選任されました。続いて、条例改正として「役員費用弁償及び職員旅費に関する条例の一部を改正する条例」が提出され、全会一致で可決されました。次に、その他議案として「広島県市町職員退職手当組を組織する地方公共団体の数の増加、共同処理する事務の変更及び組規約の変更について」が提出され、全会一致で可決されました。続いて、当初予算として「平成20年度広島県市町公務災害補償組合一般会計予算」が提出されました。これは、歳入歳出予算の総額をそれぞれ7,615万円と定めるもので、全会一致で可決されました。

なお、関係資料は議会事務局に保管しておりますので、ご覧いただきたいと思っております。以上で平成20年第1回広島県市町職員退職手当組議会定例会及び広島県市町公務災害補償組合議会定例会についての報告を終わります。

また、12月定例会以降の常任委員会調査等実施状況を議会の動きに添付しておりますので、あわせてご参照ください。なお、委員会関係資料は議会事務局に保管しておりますので、必要な方はご覧いただきたいと思っております。

以上で議会報告を終わります。

続きまして、行政報告について町長より申し出がありますので、これを許します。町長。

○町長（山岡）皆さん、おはようございます。それでは、12月定例議会後の行政執行の状

況についてご報告いたします。

初めに、前副町長の事件の経過についてでございますが、12月3日に、平成17年2月に実施した職員採用試験に係る恐喝未遂容疑により逮捕、12月23日に起訴されました。続いて、1月5日に平成19年度一般職員採用試験に係る詐欺未遂容疑により再逮捕、1月25日に追起訴されております。1月28日に初公判がありましたが、2月22日には第2回目の公判が開かれております。この中で前副町長は、両事件について起訴事実を認めております。次の公判は3月7日の予定でございます。

次に、前副町長の恐喝未遂事件及び詐欺未遂事件を受けて設置いたしました採用事務等改善検討委員会でございますが、これまでに2回開催しております。職員採用事務等についての審議を行っているところでございます。公判等の経過を見ながら検討委員会としての意見をまとめ、報告したいと考えております。

次に、消防出初め式についてでございますが、1月13日に海田小学校グラウンドにおいて消防団員、広島市安芸消防署員、少年消防クラブ、龍洞保育園幼年消防クラブなど、約190名が参加して行いました。消防事務を平成19年4月から広島市に委託しましたので、今年からは町単独主催での出初め式となりました。当日は天候に恵まれ、町民の皆様約650名が参観される中、消防団員の分列行進や広島市安芸消防署との同時多発災害訓練を行いました。また、女性消防団員による小型動力ポンプ操法、事業所や自治会の自主防災による初期消火訓練を行うなど、防火・防災意識の高揚を図ることができました。

また同日、平成20年成人祭を海田公民館において開催いたしました。本年の成人祭対象者は300名で、そのうち出席者は190名、約63%の出席率でございました。式典においては、厳粛な雰囲気の中、滞りなく実施することができました。新成人の皆さんは、緊張した面持ちでお祝いや激励の言葉に耳を傾けておられました。式典に続いて実行委員会が中心となって実施した記念パーティーにおいては、久しぶりに会った同級生や恩師の方々と楽しいひとときを過ごしておられました。

続きまして、広島ガステクノ株式会社が本町と締結しています公害防止協定に基づき平成19年12月に実施した環境測定の結果についてでございますが、いずれの測定項目も公害防止協定での排出計画値を下回ったものでございました。

次に、JR海田市駅バリアフリー推進事業についてでございますが、町議会の要望活動により事業化が決定し、事業施行者であるJRと協議を進めてまいりましたところ、

1月末に協議が調い、地元負担率及び平成20年度の負担額が確定し、事業を進めているところでございます。

続きまして、昨年の6月議会におきまして解散承認の議決をいただきました海田町土地開発公社についてでございますが、残余財産を海田町に帰属させた後、2月15日に広島県知事に清算の完了報告を行い、すべての清算が完了いたしました。

次に、昨年の3月議会において請願が採択されました町道6号線2工区の整備についてでございますが、今年度、見通しの悪い区間約38メートルの道路拡幅工事を行い、車両の離合が円滑になりました。残る区間につきましても、用地測量、物件調査を行っており、今後、地権者の方と具体的な交渉を進め、早期に整備してまいります。

続きまして、下水道事業についてでございますが、広島県と流域関連市町との協議で、平成19年度からの流域下水道事業の建設費に係る県の起債償還分の一部を負担することとなりましたので、来年度予算に計上しております。

以上、簡単でございますが、行政執行状況の主なものについてご報告いたしました。今議会には、同意2件、公務災害補償組合解散に伴う関連議案3件、町道認定1件、条例制定4件、条例改正10件、補正予算5件、当初予算7件を提出しております。どうぞよろしくご審議のほどをお願いします。

○議長（原田）以上で行政報告を終わります。

これにて諸般の報告のすべてを集結いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（原田）日程第4、同意第1号、固定資産評価審査委員会委員の選任の同意についてを議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（山岡）同意第1号、固定資産評価審査委員会委員の選任の同意について。固定資産評価審査委員会委員であります石津智信さんの任期が平成20年3月21日をもって満了することに伴い、委員の選任同意をお願いするものでございます。同意をお願いする者の氏名は、引続き石津智信さんでございます。経歴につきましては担当者から説明させます。

○議長（原田）総務課長。

○総務課長（植野）同意第1号、固定資産評価審査委員会委員の選任の同意についてご説明いたします。議案書の1ページをお開きください。現固定資産評価審査委員会委員の石津智信さんが平成20年3月21日をもって任期が満了となることに伴いまして、引続き

石津智信さんを再任としてお願いするものでございます。固定資産評価審査委員会委員の選任につきましては、地方税法第423条第3項の規定により、海田町の住民、町民税の納税義務がある者、または固定資産の評価について学識経験を有する者のうちから議会の同意を得て町長が選任するものでございまして、任期は3年でございます。

それでは、石津智信さんの経歴についてご説明いたします。住所は〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇にお住まいでございます。生年月日は昭和〇年〇月〇日で、現在〇歳でございます。職歴でございますが、昭和39年4月に西部飲料株式会社に入社され、その後、昭和52年3月に東海住宅有限会社を設立され、その代表取締役として現在に至っております。なお、平成11年3月から、本町の固定資産評価審査委員会委員としてご活躍をいただいているところでございます。土地・家屋の評価に係る実務経験を踏まえ、適任であると判断し、選任の同意をお願いするものでございます。以上、簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。

○議長（原田）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。桑原克之議員。

○7番（桑原克之）7番、桑原克之です。委員の任期は3年になっておりますね。この間に処理件数、内容はどんなものですか。

○議長（原田）税務課長。

○税務課長（朝倉）最近の件数と申しますか、平成13年に審査委員会を開いた後、平成14年度以降については件数はございません。

○議長（原田）桑原克之議員。

○7番（桑原克之）今、説明があったんですけれども、地方税法の423条3項の説明。第4項と第5項に該当したことはあるのでしょうか。

○議長（原田）税務課長。

○税務課長（朝倉）地方税法の423条の第3項につきましては町長が選任するということでございますし、第4項は補欠ですけれども、補欠もございません。

○議長（原田）桑原克之議員。

○7番（桑原克之）いや、そうじゃなくて、4項、5項は該当したことがあるんですかと。

○議長（原田）総務課長。

○総務課長（植野）この件については該当したことはありません。

○議長（原田）ほかに質疑はございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(原田) 質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。討論があれば許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(原田) 討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより同意第1号について採決を行います。お諮りいたします。

同意第1号については、これに同意することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(原田) 異議なしと認めます。よって、同意第1号についてはこれに同意することに決定いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長(原田) 日程第5、同意第2号、教育委員会委員の任命の同意についてを議題いたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長(山岡) 同意第2号、教育委員会委員の任命の同意について。教育委員会委員であります小川照信さんの任期が平成20年3月5日をもって満了することに伴い、委員の任命の同意をお願いするものでございます。同意をお願いする者の氏名は、河内千恵美さんでございます。経歴につきましては担当者から説明させます。

○議長(原田) 総務課長。

○総務課長(植野) 同意第2号、教育委員会委員の任命の同意についてご説明いたします。議案書の2ページをお開きください。教育委員会委員の小川照信さんの任期が平成20年3月5日をもって満了となることに伴いまして、新たに河内千恵美さんを教育委員としてお願いするものでございます。教育委員会委員の任命につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条の規定に基づき、当該地方公共団体の長の被選挙権を有する者で、人格が高潔で、教育、学術及び文化に関して識見を有する者のうちから町長が議会の同意を得て任命するもので、任期は4年間でございます。なお、以上のことに加え、昨年、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正があり、同じ第4条の中で委員のうちに保護者であるものが含まれるようにしなければならないと規定され、本年4月1日をもって施行されます。教育委員の職務の内容でございますが、地方自治法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律に規定する教育委員会の職務権限等について管理し、執行するものでございます。

それでは、河内千恵美さんの経歴についてご説明いたします。生年月日は昭和○年○

月○日で、現在○歳でございます。住所は○○○○○○○○○○にお住まいでございます。職歴でございますが、平成元年4月に愛知医科大学附属病院に就職され、その後、平成5年4月から河内医院に勤務されておられます。なお、このたびの法改正は、現に子どもを教育している保護者の意向が教育行政に適切に反映されるようにする趣旨から行われております。河内千恵美さんは現在、小学生・中学生・高校生の3人のお子さんの保護者であり、地元小・中学校のPTA活動にも積極的に参加するなど、幅広い子育ての経験が教育行政に反映されるものと考えております。教育委員として選任の同意をお願いするものでございます。以上、簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。

○議長（原田）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。三宅議員。

○3番（三宅）3番、三宅です。保護者の中からということで河内千恵美さんということで、それはわかりますけれども、私が言いたいのは昨今の、おとし、それから、この前のカッターナイフの事件とか、教育関係でかなりいろんな問題が出てきているということで、経歴と、お子さんのお母さん、保護者の中で。うちも西中に行っていますから、お名前はお聞きしておりますけれども、私が言いたいのは、経歴とかということはいいいいということとはそれとして、昨今の教育関係からして、例えば教育に対する情熱はどのような感じでお持ちなのか、それとか、発言を委員会でどンドンされるような方なのかどうか、あるいは、今すさんできておる教育改革なんかに対する考えはどのようにお持ちなのか、その辺をもう1度お聞きしておきたいと思うんです。どうでしょうか。

○議長（原田）今の質疑の中で個人情報に触れる部分については避けて答弁をお願いします。教育長。

○教育長（正木）別にテストしたわけじゃございませんが、先ほど申し上げました経歴等を勘案して、十分やっただけだと思っと思って町長も提案していることと思います。

○議長（原田）三宅議員。

○3番（三宅）教育委員会の場が非常に大事な役割というか、今そういうところに差ししかかっておると思うんです。河内さん自体が悪いとかそういうことじゃなくて、今言いましたように、教育に対する情熱とか、委員会の中での発言とか、教育改革とか、そういった適性ですね、そういった方はどうなのかと改めて聞いているわけなんです。どうですか。

○議長（原田）教育長。

○教育長（正木）先ほど申し上げたとおりでございます。

○議長（原田）ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原田）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原田）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより同意第2号について採決を行います。お諮りいたします。

同意第2号については、これに同意することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原田）異議なしと認めます。よって、同意第2号についてはこれに同意することに決定いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（原田）この際、日程第6、第1号議案、広島県市町職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増加、共同処理する事務の変更及び組合規約の変更についてから日程第8、第3号議案、広島県市町公務災害補償組合の解散に伴う財産処分についてまでを一括議題とします。なお、採決についても一括採決いたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（山岡）第1号議案から第3号議案まで一括でご提案申し上げます。事務の効率化と経費の節減を図るため、平成20年7月1日から広島県市町職員退職手当組合と広島県市町公務災害補償組合を統合し、広島県市町総合事務組合とするものでございます。第1号議案、広島県市町職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増加、共同処理する事務の変更及び組合規約の変更については、広島県市町公務災害補償組合の加入団体及び事務の引き継ぎ等のため、組合規約を変更するものでございます。第2号議案、広島県市町公務災害補償組合の解散については、広島県市町職員退職手当組合と統合するため、平成20年6月30日をもって組合を解散するものでございます。第3号議案、広島県市町公務災害補償組合の解散に伴う財産処分については、組合の解散に伴う財産を、統合の後、広島県市町総合事務組合に帰属させることと定めているものでございます。内容につきましては担当者から説明させます。

○議長（原田）総務課長。

○総務課長（植野） それでは、第1号議案、広島県市町職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増加、共同処理する事務の変更及び組合規約の変更について、第2号議案、広島県市町公務災害補償組合の解散について、第3号議案、広島県市町公務災害補償組合の解散に伴う財産処分についてご説明いたします。

初めに、議案書3ページの第1号議案、広島県市町職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増加、共同処理する事務の変更及び組合規約の変更についてでございますが、事務の効率化を図るため、平成20年7月1日から広島県市町公務災害補償組合を統合することに伴い、組合を組織する地方公共団体の増加、共同処理する事務の変更及び組合規約の変更について、議会の議決をいただくものでございます。資料1の「広島県市町職員退職手当組合規約新旧対照表」もあわせてご覧ください。まず、題名を「広島県市町総合事務組合規約」に改め、第1条で組合名を「広島県市町総合事務組合」に改めます。第2条では「別表」を「別表第1」に改め、「広域連合」を加えております。第3条では、組合で共同処理する事務が複数となりますので、新たに「別表第2」を設けております。第5条では、組合の議員の定数内訳を、市の長及び議会の議長をそれぞれ「3人」から「4人」に、町の長及び議会の議長を「3人」から「2人」に変更しております。次に、第9条以下で「組合長」を「管理者」、「副組合長」を「副管理者」に名称変更しております。そして、第4章で、退職手当を受ける職員の範囲や額について述べておりましたが、広島県市町総合事務組合の条例に規定されておりますことから、削除しております。このほか、第2条から第14条まで、字句等の整理を行っております。次に、別表でございますが、先ほどもご説明しましたように「別表」は「別表第1」とし、市町の記載順等を改めるとともに、広島県市町公務災害補償組合のみに加入していた府中町、世羅三原斎場組合、広島中央広域行政組合、三原広域市町村圏事務組合が広島県市町公務災害補償組合の解散に伴い、また、広島県後期高齢者医療広域連合が新たに加入しております。しかし、これらの団体は今後も退職手当の事務については共同処理に参加しません。また、「別表第2」を新たに設けて、「共同処理する事務」として現職員退職手当組合の事務を1とし、今まで広島県市町公務災害補償組合で処理していた事務を新たに2から8まで加えて記載をしております。この規約の改正後の施行期日は平成20年7月1日となります。

次に、議案書の9ページ、第2号議案、広島県市町公務災害補償組合の解散についてでございますが、先ほどもご説明しましたとおり、広島県市町職員退職手当組合と統合

するため、平成20年6月30日をもって広島県市町公務災害補償組合を解散するものでございます。

次に、議案書の10ページをお願いします。第3号議案、広島県市町公務災害補償組合の解散に伴う財産処分についてでございますが、平成20年6月30日をもって解散する広島県市町公務災害補償組合の財産を、事務を引き継ぐ広島県市町総合事務組合に帰属させるものでございます。

以上で、広島県市町職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増加、共同処理する事務の変更及び組合同約の変更について、広島県市町公務災害補償組合の解散について、広島県市町公務災害補償組合の解散に伴う財産処分についての説明を終わります。

○議長（原田）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。佐中議員。

○15番（佐中）15番、佐中です。今説明をいただきましたが、32団体が8つの事業をばらばらにしておいたのをまとめてこの事業を行うという条例案の改正なのかどうか、お尋ねします。

○議長（原田）総務課長。

○総務課長（植野）このたびの変更につきましては、全部で、新たに加入しましたものを含めまして32団体ございますが、1番から8番までの事務をすべて行う市町につきましては6市8町、計14団体でございます、その他につきましては、1から7までの事務をする団体が1市、1のみの退職手当のみの事務をするのが1市1組合、計2団体でございます。それと、1と2の事務をする団体が10組合の計10団体。それと、2から8までの事務を行います団体が1町。それと、2のみの事務を行います団体が3組合1広域連合の、計4団体でございます。

○議長（原田）佐中議員。

○15番（佐中）私が言うのは、組合も含めて1つの法人ですから、団体と数えたんですが、それが32で、今までばらばらにやっていた8つの事業を1つにまとめる総合的な一部事務組合なのかどうか、これをお尋ねしておったんですが、それを答えていただくと、3回しか質問できませんので、お尋ねいたしますが、それを踏まえて、そうなれば、これまでの事務処理の職員、それに伴う負担金ですね、もちろん目的のための負担金もあるでしょうが、人件費を含めて。それから、各組合や、あるいは市町の事務の処理する中身が違うわけですね。8つあるところもあれば、5つあるところもある、4つある

ところもあるということになれば、その負担、これの割合はどうなっていくのか、お尋ねいたします。

○議長（原田）総務課長。

○総務課長（植野）今度新しくできます市町総合事務組合におきましては、従前から退職手当組合及び公務災害補償組合等の事務を同一の事務所内で処理しておりました関係から、職員数についての変更はございません。それと、事務負担金につきましては従前と変更はございません。

○議長（原田）総務部長。

○総務部長（園山）一番最初の質問になろうかと思えますけれども、今まで組合が2つございました。そこにありました事務を1つの今の事務組合に統合するというので、大きくは2つの組合が1つにまとまって、その中にあった事務も全部まとめて、ただし、その中に参加する団体は8つの中でそれぞれ違うのにも参加すると。ですから、全部参加する団体もあるし、そうでないものもある。新たに加わった団体もありますけれども、要するに1つの事務組合にまとめて今までの事務を一緒にするというだけの話でございます。組織も同じでございます。ただし、今の議員数が若干変わってきた。1つの組合でありましたので、議員数が2つ要りませんので、それが減っております。

○議長（原田）佐中議員。

○15番（佐中）最後は議会のことを聞こうと思いましたが、答弁いただきましたからいいんですけども、今の説明では、提案されておる事務の中身は全く変わらないで、名称の変更だけで総合と名がついたという解釈にとれたんです。しかし、昨今スリム化とか行革とかという形で、私はそれが目的でこの議案を出されたんだというように、統廃合されるんだと思うんですけども、全くそんなことがないというたら、前進もしていないし、負担金も同じやという感じを受けて、何か拍子抜けというか、そういうのがしたんですが、事務を共同で処理したらそれだけ、1つの組合になるわけですから、恐らくどこかに余裕が出てくると思うんです。そこら辺はどう対応するのか、それをお尋ねします。

○議長（原田）総務部長。

○総務部長（園山）今までこの2つの組合は町村会でありますとかそういう仕事も全部やっておるところで今の2つの組合の事務を処理しておりました。将来的に職員数が減るものとはこちらも思っておったんですけども、照会しましたところ、その辺の削減予

定は今のところないということでございます。それで、先ほど申しましたように、構成市町、市が大分少なくなつて、町も少なくなつたということで、議員数が減つたことによるメリットというのはできてくるということでございます。

○議長（原田）ほかに質疑はございませんか。7番、桑原克之議員。

○7番（桑原克之）今、佐中議員の質問に関連するんですけれども、今の説明では名称とか組織や何か、この組合規約の改正によって一本化されたという印象を受けるだけで、中身はやはり従来と同じように、環境が違うわけですからね、事務環境なり業務環境、全体も違うでしょう。それが違うから、従来のままやっているというような印象を受けるんです。将来はどのような形にしようと思つているんですか、これ。名実ともに一本化するという方向に行つているのかどうか、これが。人員は変わらない、業務も余り変わっていない。ただこれだけは一本化したような、組合を1つの組織にしたようなことの印象を受けるんですけれども。だから、今、何回も言うように、名実ともに、中身もそうだし、完全に一体化したというような方向に進んでいって、段階的なものなんですか、この規約の改正は。その辺はどうですか。

○議長（原田）総務部長。

○総務部長（園山）これは一部事務組合を1つにまとめて、事務の内容は今までのものを統合したと。これからどうなっていくかということでございますけれども、今のところ、今後の展望については聞いておりません。今、1つの組合にして1つの議会になつたということでございます。

○議長（原田）桑原克之議員。

○7番（桑原克之）ちょっとはっきりしないんですけれどもね。将来は、それじゃ、どのようにして持つていこうとなさつているのか、それはわかりませんか。

○議長（原田）総務部長。

○総務部長（園山）いろいろ事務の整理はされるとは思いますが、今後の具体の展望については承知しておりません。申し訳ございません。

○議長（原田）ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原田）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原田）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより日程第6、第1号

議案から日程第8、第3号議案までを一括採決いたします。お諮りいたします。

第1号議案から第3号議案については、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(原田) 異議なしと認めます。よって、第1号議案から第3号議案については原案のとおりこれを決します。

暫時休憩いたします。再開は10時10分といたします。

~~~~~○~~~~~

午前 9時56分 休憩

午前10時10分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長(原田) 休憩前に引続き本会議を再開いたします。

日程第9、第4号議案、町道の路線の認定についてを議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長(山岡) 第4号議案、町道の路線の認定について。宅地開発により本町に帰属した道路について町道として認定するものでございます。内容につきましては担当者から説明させます。

○議長(原田) 建設課長。

○建設課長(畠山) それでは、第4号議案、町道の路線の認定につきましてご説明いたします。この道路は都市計画法の開発行為により民間開発された道路でありまして、町に帰属したため、町道として路線認定の議決をお願いするものでございます。今回の路線名は町道336号線でございます。起点は海田町浜角2004番8地先、終点は海田町三迫1丁目1130番54地先でございます。

資料2の「町道路線認定箇所図」のご準備をお願いいたします。1ページは位置図でございますが、この道路は図面上、上側が起点側で町道7号線に、図面下側が終点側で町道144号線に接続している道路で、延長206メートル、幅員はA断面の箇所で6メートル、B断面の箇所で5メートル、C断面の箇所で4.8メートルでございます。2ページをお願いいたします。それぞれの箇所の断面図でございます。A断面が6メートル、B断面が5メートル、C断面が4.8メートルでございます。3ページをお願いいたします。経緯でございますが、平成17年4月5日に開発行為の申請が提出されまして、平成18年5月29日に開発行為に関する工事完了の県報への公告がなされました。それから、18年

6月8日に道路用地の町帰属に伴う所有権移転登記を行っております。以上で説明を終わります。

○議長（原田）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。崎本議員。

○12番（崎本）建設課長さん、こういうのが開発工事できちっとした道路で町道に認定されてもいいんだから。わかりますか。だから、今から宅地造成や何じゃかんじゃと申請が出るとは思いますが、やっぱりここまできちっとした道路を最初から許可するようにはせんかったら、開発工事を2回に分けて申請したり何じゃかんじゃ、町がそういうことを率先してやらせたらだめだということがわかるでしょう。それだけ要望じゃ。きちっと、道路認定するときにはここまで業者にやらせんかったらだめよ。わかります。それだけ。

○議長（原田）佐中議員。

○15番（佐中）15番、佐中です。認定のことについては別に異議ないんですけども、いわゆる町目ですよ、この世帯は我々の方の汁免の自治会に入っておいでなんです。それで、実際の土地の地番というか、この団地の中、Cが線に乗っていますけれども、あれから今の赤い線の何軒かある区域は実際はどこの町目になるのか。例えばここは浜角になるのか三迫1丁目になるのか、それをお尋ねします。

○議長（原田）建設課長。

○建設課長（畠山）ちょっとわかりにくいとは思いますが、位置図の中に町名の境が一応これに入っておりますが、ですから、起点側の方が浜角になります。それで終点側、南小側の方は三迫1丁目ということになっております。

○議長（原田）佐中議員。

○15番（佐中）それはわかるんですよ。それは説明を受けたから、今。私が言うのは、ここに赤いのがあるでしょう。こちら側に線があるが、これが三迫1丁目になるのか、赤いところより右側、これが三迫1丁目と浜角の境界なのか。あの団地の中は実際はどうなのか。いわゆる南小学校に児童を登校させたいというので、そういう便宜を図って我々の方の自治会に入っておるのか、それとも実際、正規の三迫1丁目の中で、こういう団地が1丁目なのか、浜角なのか、それをお尋ねしたいというのが質疑の中身なんです。住居表示の担当をやっておるところはどこや。

○議長（原田）都市整備課長。

○都市整備課長（久保）今の建設課の方の図面を見ていただければと思うんですが、ピンクとブルーになっております。ご承知のとおり、この位置、宅地がどんどん張りついておりますが、かつてはのり面でございました。そういうことで、三迫地区が、のりがそこへ点在しておったということございまして、この地区の中に住居が張りついてきたということですので、起点の方からずっと黒い線が入っております。1点鎖線の状況でずっとブルーの方へ行ってずっと終点の方まで町境が入っておりますが、それに従いまして、それより右側が三迫、それと、起点の方の鎖線が入っておりますところからが浜角ということになっております。

○議長（原田）佐中議員。

○15番（佐中）鎖線はいっぱいあるけんわからんのですよ。いわゆる名称で言うたら萬城さんだっただと思うんですが、昔からある家と新しく建設された家がいっぱいここへあるでしょう。その新しい家はどこの地目というか、町目に入るのか、これをお尋ねしておるんです。

○議長（原田）都市整備課長。

○都市整備課長（久保）起点の方がございますね。今ピンクで示してあります。それから4軒が浜角に入ります。それから終点の方へ向かってのものが三迫になります。

○議長（原田）ほかに質疑はございませんか。前田議員。

○13番（前田）13番、前田です。まず、この断面の1ページでも2ページでもいいんですが、断面のB、C、これについての起点、終点というんですか、どういうふうには判断するのかということが1つと、下水道等の整備は全部下水道かと言うのか、そういうものについて全部整備されておるのかどうか。2点。

○議長（原田）建設課長。

○建設課長（畠山）起点、終点でございまして、この206メートルの中には今のB断面の区間の延長、C断面の区間の延長も含まれております。ちなみに、B断面のところの延長が26.7メートル、C断面の箇所が14.5メートルでございます。

それから、2点目の下水道の整備につきましては、既に整備されております。

○議長（原田）西山議員。

○9番（西山）9番、西山です。この開発行為が行われる前に新開蟹原線の街路計画がちゃんと動いていたと思うんです。今回この図面を見ていると、今回の認定路線の起点と町道7号線がいびつになっておりますが、今後、町道7号線と新開蟹原線との東広バ

イパスへの接点がございますね。そういうことを考えたときに、もう過去形で仕方がないんですけれども、ここは交通量が増えたときに随分スムーズな道路体系になっていかないんじゃないかという気がいたしまして、起点のところはもう少し町道7号のところを、真つすぐと言ったら変ですけれども、そういった開発というのは要望といいますか、できなかったこと……。これはこの図面だけを見ると、別に、確かに町道認定の基準にはまった道路ですし、認定云々と言っているわけじゃないんですけれども、将来の道路体系からいきますとちょっと煩雑になって交通事故が起こりやすいと私は判断するんですけれども、その点はどのように考えられた造成の認定道路であり、今後の新開蟹原線の東広バイパスのところまでの起点との整合性をどのように図って今回認定として上げてこられたんでしょうか。

○議長（原田）建設課長。

○建設課長（畠山）開発に関しまして道路の形、今の、うちの新開蟹原線との関係については特に協議をしたものはございません。しかしながら、今の新開蟹原線と中学校の裏の通り、大水路沿いのところで終わっていますが、将来この新開蟹原線は県道矢野海田まで行くわけですが、ここの部分の交差点ですね、今は斜めになっておりますが、今後新開蟹原線を町が整備するときにはここの交差点を、斜めを改良いたしまして直角に交差できるような形に交差点を変える計画になっております。

○議長（原田）西山議員。

○9番（西山）ですから今質疑したわけですけれども、新開蟹原線と東広バイパスが通る道路とは直角のちゃんとした交差点になるということがあるからこそ、現在の町道7号線と、今回の認定で提案されている道路との整合性ですね、私はスムーズにいかないと思うんですけれども、先ほど検討はされていないとおっしゃいましたけれども、じゃ、検討されなくて今回造成開発が行われ、認定として上げられたと判断してよろしいんですね。

○議長（原田）建設部長。

○建設部長（児玉）この開発行為によりますものは民間の施工者が行います。そのときに道路法線等の協議も一応下話としてあります。そういった中で、今言ったいわゆる宅地の利用等も民間業者の方で考えられていて、今の法線的なもの、はっきり言えば、一番左側というか、起点側の上流部にいわゆる公園を持って行って、それから後の道路法線としてつけられたという経緯の中で、全然やっていないことはないですけれども、最善

の中でのこういう法線になったと考えてもらってよろしいかと思えます。

○議長（原田）ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原田）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原田）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより第4号議案について採決を行います。お諮りいたします。

第4号議案については、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原田）異議なしと認めます。よって、第4号議案は原案のとおりこれを決します。

~~~~~○~~~~~

○議長（原田）日程第10、第5号議案、農業委員会の廃止に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（山岡）第5号議案、農業委員会の廃止に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について。平成20年3月31日をもって農業委員会を廃止することに伴い、関係条例の規定を整理するものでございます。内容につきましては担当者から説明させます。

○議長（原田）総務課長。

○総務課長（植野）第5号議案、農業委員会の廃止に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてご説明いたします。議案書の12ページをお願いいたします。それと、資料3の「農業委員会の廃止に伴う関係条例の整理に関する条例新旧対照表」でご説明いたしますので、資料3をご覧ください。改正理由としまして、農業委員会を廃止することに伴いまして、関係条例の規定の整理を行うものでございます。第1条は、海田町情報公開条例の第2条第1項中の「、農業委員会」を削るものでございます。第2条は、海田町個人情報保護条例の第2条第1号中の「、農業委員会」を削るものでございます。第3条は、海田町職員の定数条例の第2条第6号を削り、第7号を第6号とするものでございます。第4条は、証人等の実費弁償に関する条例の第1条中の「、公職選挙法」を「及び公職選挙法」に改め、「及び農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第29条第4号」を削るものでございます。第5条は、海田町監査委員条例の第5条中の「、公平委員会又は農業委員会」を「又は公平委員会」に改めるものでございます。この条例の施行期日は平成20年4月1日からでございます。以上、簡単ではございます

が、説明を終わらせていただきます。

○議長（原田）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。佐中議員。

○15番（佐中）15番、佐中です。海田町で農業を専業でやっておられる方、第1次産業で1%ぐらいしかなくて、前々からこの農業委員会の統廃合の問題で課題になって、農業をやられる方が少ないけいいわと思っておったんですが、昨今、農業問題が非常に大きく出てきたわけですね。日本の穀物の自給率が40%を切るということになると、農業委員会の廃止の問題は、将来にわたっていろいろこの問題について何か出てくるのではないかというように私は非常に不安を持っておるんですが、この廃止に伴って不利益な問題、これがあれば何点か教えていただくとどうか、たします。以上。

○議長（原田）都市整備課長。

○都市整備課長（久保）農業委員会の廃止につきましては、12月定例議会で可決をいただいたところでございます。ただ、今ご指摘のように、それでは、農業委員会が廃止になると、もろもろこれまでやってまいりました事務等々が当然これからもあるわけでございますので、それにつきましては町の職員の方で町長の判断のもとにやっていくということでございます。それで、本町の現状、農業委員会がやっておりました仕事の現状でございますが、現在のところ、農地法の4条・5条による農転とかそういうものの届け出、その処理事務がほとんどでございます。それと農地証明とか、そういう事務がほとんどございました。そのほか、小作料の標準額の決定とか、農業生産法人や認定農業者に関する業務等、それと、農業者に対する指導ですね。それと情報提供、そういうものがございました。それで、これを職員がやるわけでございますが、この小作人以下の仕事に関しては、海田町には農業振興地域がございませんので、処理することはほとんどないということで、農業委員会の廃止ということに判断をしたということでございます。それで、問題は今後ないのかということでございますが、農業委員会を廃止いたしましても、当然、現在110戸の農業従事者がおられます。それらに対して、職員では農業に関する指導とか情報提供というものがあ程度限定されてまいりますので、これらを補完するために、後の条例の方で出てまいりますが、特に農業従事者が集中しております東海田地区を中心に農業生産区というものを設けまして、それに区長さんをその中から選出いたしまして、その区長さんにいわゆる農業に関する指導、情報提供、それと町が行いますそういう届け出等々の確認、調査、そういうものの補完というものを

手伝いしていただければということで今、準備を進めております。そういうことで農業委員会の廃止に伴う問題点は補完してまいりたいと考えております。

○議長（原田）佐中議員。

○15番（佐中）理屈ではわかりました。ただ、私が心配するのは、日本の穀物の自給率が非常に低下して、今、農薬の問題で外国からの輸入について皆今までの見た目が変わってきて出したんですね。そうすれば、国内で自給率を高める。先進国では、どんな小さな土地があっても、それを農業に転換する、今はそういうやり方。なぜそうなのかというと、幾らどんな兵器を持って戦争しようと思っても、食糧がなかったら、食糧のことを皆聞くというんですね。幾ら高度に発達した武器を持っておっても、パンを持った者の言うことしか聞かないというような、こういう結果が出てくるわけです。長い目で見たら、アメリカは日本のそういう農業をどんどん輸入させてきておるわけですね。アメリカが大事にしておるのはコンピュータと飛行機と農産物だと言われておるんです。日本は逆にそれを受け入れてどんどんどんどん自給率が減ってきて、いざ天候異変があるとか、今のようなそういう農薬物が混入された、こういうことがあってくると国民・町民に対しても非常に食糧に対する不安がある。それが私は、今までの農業委員会はどれだけ發揮しておったか知りませんが、しかし、しりすぼみになるとか、意識が下がるとか、農業に対する行政としての手だて、これがどんどん薄れていくのではないかという、その引き金になるのではないかという心配を私は持つておるので、それをお尋ねしたんですが、実際に今、後に出てくるんですが、区長制度を設けて、これが指導監督、監督まではどうか知りませんが、指導するということも限界があるというように思うんです。その位置づけを、農業を守っていく、食糧を守っていく、これは非常に大切だというように思うんですが、そこら辺は課長の答弁では無理かもわからぬので、町長の答弁をお尋ねします。

○議長（原田）町長。

○町長（山岡）確かにおっしゃるように、昨今の食品事情とか農業の問題に対してはいろんな問題が山積しておると私も思っております。しかしながら、海田町におきましては以前から農業耕作面積が非常に少ない、兼業農家が多いということを含めて、やはり再編成をしなければいけないということから、今回提案しております農業委員会の廃止というのをお願いしておるわけです。先ほど課長が答弁しましたように。しかしながら、現在、今おっしゃっておるような、農業ができる地域においてリーダーをまた改めて生産区と

してお願いしながら、地域農産物の生産、またレジャー農園の指導を含めてお願いするつもりでありますので、後ほどまたその案も出させていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（原田）前田議員。

○13番（前田）13番、前田です。今そういうことで、農業委員会の廃止ということであるし、2年ぐらい前からようやくそういうことで多少なりとも経費の節減ができるのかなど。ただ、またこれは、今、課長や町長が区長さん制度を設けてどうかするということになるんですが、課長の説明では農地法の3条、4条、5条、本町においては全部市街化区域だから、書類を集めて届け出ただけだから、審査も何もない、こういうことなので、それはそれでいいんですが、今度は、ここは条例ですから、まず後々の問題があるので、聞いておくんですが、農業委員会を廃止した目的というのと、効果はどういうものを期待しておるのか、この辺をお尋ねします。

○議長（原田）都市整備課長。

○都市整備課長（久保）今のお答えでございますが、農業委員会の廃止につきましては、12月定例議会でもご説明申し上げましたように、今の農業委員会が受け持っている仕事の中のその状況、それと行政改革に則った考え方、方針の中で農業委員会の廃止を決定したものでございます。農業生産区につきましても当然、町のお仕事をさせていただくわけでございますので、幾がしかの報酬なりをお支払いしなければなりません。そういうことで、それらの投資の比較等々を検討した上でこの農業委員会の廃止を決定したものでございます。

○議長（原田）ほかに質疑はございませんか。桑原克之議員。

○7番（桑原克之）大体課長のおっしゃった農業生産区ですか、そんな代替施策というんですか、そういうようなことがあるというのはわかったんですけども、115軒ですか、今大体海田町であるという話。ほかの近隣というんですか、全国的でもいいんですけども、こういう規模のところでは大体農業委員会の廃止というんですかね、どのような動きになっているのか、それはどうですか。

○議長（原田）都市整備課長。

○都市整備課長（久保）全国的なものは承知してございませんけれども、中国地方で17年に山口県で1町村廃止しております。それと、広島県におきましてはこの4月1日から、隣の府中町、これは海田町より農地面積は少ないわけですが、それら同じような理由を

もちまして、府中町も4月1日から廃止という運びになっております。

○議長（原田）桑原克之議員。

○7番（桑原克之）そういうところのその後の影響というんですか、そういう点ではどうなんですか。ただ、近くでは2町ぐらいしかないんですかね、これは。影響はどうですか。

○議長（原田）都市整備課長。

○都市整備課長（久保）本町のことで申し上げますと119戸、今、農業従事者がおられるわけですが、その多くが小規模で零細な農業、いわゆる自給のための農業をやっておられる方が大半を占めておられるようでございます。それで、府中町も全く同じような状況、この安芸郡、坂を含めて3町は同じような状況でございます。その町その町で考え方の相違はございますが、府中町、海田町が足並をそろえてそういうことで廃止に踏み切る。町にはいろいろその町自体が、いわゆる海田町の場合は広島市圏のベッドタウンとしてどんどん宅地化が進みまして、農地も今では市街化調整区域で24ヘクというような、いわゆる200ヘクにとってもじゃないが及ばないような耕地面積になっております。そういう町の性格からしまして、先ほど佐中議員の方からもありましたように、自給率は当然意識しながらも、その自給率については要するに国の1つの施策として全国的に対応しなくてはならない問題であろうかと。そういう中で、今、海田町の農民の方がやっぱりよりよいものというものは、たとえ自分のところで食べましても、ありますので、そういうところを生産区長を持ちまして喚起して、よりよいものをつくって行って地産地消というようなところへ行けばなと現在考えております。

○議長（原田）桑原克之議員。

○7番（桑原克之）自給率何とかというのと農業委員会の廃止がどうというのは関係が、全くないとは言いませんけれども、代替施策の点ですよね。今までそういう農業委員会を廃止したところが、海田町の場合は、今の課長のお話ですと、農業生産区みたいなことを考えているんだというんですけれども、実際に廃止したところは何かそういう施策みたいなものは考えておられたんですかね。

○議長（原田）都市整備課長。

○都市整備課長（久保）先ほど申しましたように、結果的に府中町と足並がそろったわけなんですけど、府中町さんの場合は、これまで農業委員会の下といいますか、組織的に区長というものを定めて農業委員さんのお手伝いをさせていただいている。広島市におきま

しても、農業委員さんのもとで農業生産区というものを定めまして、それに仕事に当たっていただいておりますという経緯も踏まえまして、府中町さんの場合は今度は名称を変えまして農業会議と。中身はほとんど同じような、会議を中心とした、農政に関するもの。本町の場合は農業生産区としまして現地で農民の方々に直接指導していただいたり情報提供していただく、そういうことを主眼に置きまして農業生産区という、似たり寄ったりの組織を考えたものでございます。

○議長（原田）ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原田）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原田）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより第5号議案について採決を行います。お諮りいたします。

第5号議案については、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原田）異議なしと認めます。よって、第5号議案は原案のとおりこれを決します。

~~~~~○~~~~~

○議長（原田）日程第11、第6号議案、平成19年度海田町一般会計補正予算についてを議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（山岡）第6号議案、平成19年度海田町一般会計補正予算（第4号）について。平成19年度海田町一般会計補正予算（第4号）は、入札執行残の不用額の整理などを行うため、歳入歳出それぞれ1億5,984万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ77億658万9,000円とするものでございます。内容につきましては担当者から説明させます。

○議長（原田）財政課長。

○財政課長（臼井）第6号議案、平成19年度海田町一般会計補正予算（第4号）についてご説明いたします。歳入歳出予算の補正につきましては、お手元にお配りしております資料4の「平成19年度補正予算説明書」に従いまして、歳出からご説明いたします。このたびの補正は、各事業における入札執行残や実績による不用額の減額や、職員諸手当の整理や、産休・育休などに伴う職員給与事業費の増減を行っておりますが、件数が多くございますので、この部分については説明を省略させていただき、その他の補正につ

きまして、事業ごとに説明させていただきます。

それでは、資料の9ページをお願いいたします。議会費の議会運営事業につきましては、平成19年12月議会において議員期末手当の率の改正が行われることを想定し、増額補正を行っておりましたが、改定が行われなかったため、23万9,000円を減額するものでございます。

次に、総務費の総務管理費の一般管理費の一般管理職員給与費事業につきましては、副町長の解職に伴う減額等により1,122万9,000円を減額するものでございます。次に、財政管理費の基金管理事業につきましては、基金利子が当初見込みより多く見込まれることにより財政調整基金等利子積立金を37万4,000円増額するものでございます。

10ページ、11ページは省略させていただいて、12ページをお願いいたします。民生費の社会福祉費の社会福祉総務費の上下水道使用料減免事業につきましては、対象見込みの増により51万7,000円を増額するものでございます。次に、老人福祉費の介護保険繰出金事業（その他）につきましては、介護保険制度改正に伴うシステム改修経費等として139万8,000円を増額するものでございます。次に、心身障害者福祉費の心身障害者福祉一般事務事業につきましては、平成18年度障害者自立支援給付費国庫・県費負担金の確定に伴う返還金として19万3,000円を増額するものでございます。次に、心身障害者地域生活支援事業につきましては、地域活動支援センター事業の利用者数が増加したことに伴い、68万6,000円を増額するものでございます。13ページをお願いいたします。同じ目の心身障害者社会生活援助事業につきましては、実績見込みにより306万8,000円を増額するものでございます。次に、身体障害者等福祉用具給付事業につきましては、実績見込みにより86万6,000円を増額するものでございます。次に、福祉医療費の老人保健事務事業につきましては、平成18年度老人医療費適正化対策事業費補助金の確定に伴う返還金として1万2,000円を増額するものでございます。次に、後期高齢者医療広域連合事業につきましては、後期高齢者医療保険料徴収システム改修業務委託料として351万3,000円を増額するものでございます。次に、老人保健繰出金事業（法定負担金）につきましては、老人保健医療費給付費の増により17万9,000円を増額するものでございます。14ページをお願いいたします。民生費の児童福祉費の保育所費の保育所一般事務事業につきましては、平成18年度保育所運営費国庫・県費負担金の確定に伴う返還金として11万3,000円を増額するものでございます。次に、私立保育所育成事業につきましては、保育単価等の改正などにより220万8,000円を増額するものでございます。次に、

児童クラブ費の児童クラブ運営事業につきましては、平成18年度市町児童環境づくり基盤整備事業費県費補助金の確定に伴う返還金として47万7,000円を増額するものでございます。

15ページ、16ページは省略いたしまして、17ページをお願いいたします。土木費の道路橋りょう費の道路新設改良費の町道6号線バイパス整備事業につきましては、用地交渉の難航により6,899万1,000円を減額するものでございます。次に、都市計画費の都市計画総務費の公共下水道繰出金事業（基準外）につきましては、公共下水道事業特別会計の精算により301万9,000円を減額するものでございます。18ページをお願いいたします。駅前整備費の海田市駅周辺バリアフリー推進事業につきましては、負担割合の確定により211万8,000円を減額するものでございます。次に、街路事業費の新開蟹原線道路改良事業につきましては、用地交渉の難航により2億1,076万3,000円を減額するものでございます。

19ページをお願いいたします。消防費の非常備消防費の消防団運営事業につきましては、消防団員の退職要望がありましたので、退職報償金を28万4,000円増額するものでございます。

20ページは省略いたしまして、21ページをお願いいたします。公債費の元金の町債元金償還事業につきましては、額の確定に伴い、8万7,000円を増額するものでございます。次に、町債元金繰上償還事業につきましては、財政健全化を図ることを目的に公的資金補償金免除繰上償還制度による財政融資資金の繰上償還3,928万5,000円と、福祉センター建設事業債等の民間資金の任意の繰上償還2億3,934万3,000円を合わせて、2億7,862万8,000円を増額するものでございます。これにより、平成18年度以前に借り入れた民間資金はすべてなくなります。次に、町債利子償還事業につきましては、額の確定に伴い、279万4,000円を減額するものでございます。

続きまして、歳入をご説明いたします。1ページをお願いいたします。町税の固定資産税につきましては、実績見込み額や額の確定により、固定資産税（現年課税分）を2,700万円増額、国有資産等所在市町村交付金を186万6,000円増額、日本郵政公社有資産所在市町村納付金を10万5,000円減額するものでございます。次に、軽自動車税につきましては、実績見込みにより現年課税分を100万円増額するものでございます。町たばこ税につきましては、実績見込みにより現年課税分を1,000万円増額するものでございます。2ページをお願いいたします。町税の入湯税につきましては、実績見込みによ

り現年課税分を100万円減額するものでございます。

次に、利子割交付金から3ページの自動車取得税交付金につきましては、県の決算見込み額の通知に基づき、利子割交付金を876万3,000円の増額、配当割交付金を212万3,000円の増額、株式等譲渡所得割交付金を470万3,000円の減額、3ページにつきましては、地方消費税交付金を749万2,000円の減額、自動車取得税交付金を190万5,000円の増額をするものでございます。

次に、国有提供施設等所在市町村助成交付金の基地交付金につきましては、額の確定により131万9,000円を増額するものでございます。

次に、地方交付税につきましては、普通交付税の額の確定や特別交付税の実績見込みにより2,001万6,000円を増額するものでございます。

4ページをお願いいたします。国庫支出金の国庫負担金の民生費国庫負担金につきましては、被用者児童手当負担金から非被用者小学校修了前特例給付負担金まで、実績見込みによりそれぞれ増減を行うものでございます。次に、国庫補助金の民生費国庫補助金の後期高齢者医療制度創設準備事業費補助金につきましては、後期高齢者医療保険料徴収システム改修にかかり351万3,000円を増額するものでございます。次に、土木費国庫補助金の道路新設改良費補助金につきましては、町道6号線バイパス整備事業や町道10号線歩道改修事業の精算に伴い、4,002万円を減額するものでございます。5ページをお願いいたします。次に、都市計画事業費国庫補助金の土地区画整理事業費補助金につきましては、海田市駅南口土地区画整理事業費の精算により110万円を減額するものでございます。次に、教育費国庫補助金の教育費補助金につきましては、要保護児童生徒援助費補助金、私立幼稚園就園奨励費補助金、公立学校施設整備費交付金の実績見込みにより58万2,000円を減額するものでございます。次に、国庫支出金の国庫委託金の総務費国庫委託金の住民基本台帳費委託金につきましては、外国人登録事務委託金の実績見込みにより63万1,000円を増額するものでございます。

次に、県支出金の県負担金の民生費負担金につきましては、被用者児童手当負担金から非被用者小学校修了前特例給付負担金まで、実績見込みによりそれぞれ増減を行うものでございます。6ページをお願いいたします。県支出金の県補助金の民生費補助金の社会福祉費補助金につきましては、福祉医療費補助金等の実績見込みにより61万4,000円を減額するものでございます。次に、総務費補助金につきましては、海田町町内循環コミュニティバスが広島県バス運行対策費補助金の対象となり、21万4,000円を増額す

るものでございます。次に、県委託金の総務費委託金の徴税費委託金につきましては、徴収額の増加等に伴い、県民税徴収費委託金を1,230万7,000円増額するものでございます。次に、県議会議員選挙費委託金につきましては、額の確定により県議会議員選挙費委託金を86万6,000円減額するものでございます。

次に、財産収入の財産運用収入の利子及び配当金につきましては、財政調整基金等の基金利子の額の確定により38万7,000円を増額するものでございます。7ページをお願いいたします。財産収入の財産売却収入の不動産売却収入につきましては、実績見込みにより659万6,000円を減額するものでございます。

次に、繰入金の基金繰入金の財政調整基金繰入金につきましては、財源調整のため763万1,000円を減額するものでございます。

次に、繰越金につきましては、前年度繰越金3,943万7,000円を増額するものでございます。

次に、諸収入の雑入につきましては、消防団員の希望退職に伴い、退職報償金を28万4,000円増額するものでございます。

8ページをお願いいたします。町債の土木債の道路整備事業債につきましては、町道6号線2工区整備事業費や新開蟹原線道路改良事業費の精算と、交付税措置のない町道10号線歩道改修事業費の借入を取りやめ、合わせて2億480万円を減額するものでございます。次に、都市計画事業債につきましては、海田市駅南口土地区画整理事業費と広島市東部地区連続立体交差事業の精算に伴い、合わせて270万円を減額するものでございます。次に、教育費の義務教育施設整備事業債につきましては、海田東小学校体育館大規模改造事業費の精算に伴い、510万円を減額するものでございます。

続きまして、議案をご説明いたします。第6号議案をお願いいたします。このたびの補正予算につきましては、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億5,984万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ77億658万9,000円とするものでございます。

次に、議案の6ページの「第2表 繰越明許費」についてご説明いたします。土木費の都市計画費の広島市東部地区連続立体交差事業につきましては、事業用地の取得において、一部、年度内の物件移転の完了が見込まれないため、事業主体の広島県の繰り越し手続きに合わせて3,790万円を限度に繰越明許費を設定するものでございます。次に、海田市駅周辺バリアフリー推進事業につきましては、関係機関との調整に予定以上に時

間を要したことにより、本年度中に事業完了が見込めないことから、1,058万6,000円を限度に繰越明許費を設定するものでございます。次に、新開蟹原線道路改良事業につきましては、本年度契約締結見込みの土地について、年度内での所有権移転が困難であるため、4,266万3,000円を限度に繰越明許費を設定するものでございます。次に、海田臨港線整備事業につきましては、事業主体の広島県において年度内の工事完了が見込まれないため、県の繰越手続きに合わせて400万円を限度に繰越明許費を設定するものでございます。

7ページをお願いいたします。「第3表 地方債補正」についてご説明いたします。このたびの補正で廃止を1件、8ページ、9ページに変更を5件計上させていただいております。内容につきましては歳入でご説明いたしましたので、省略させていただきます。

以上で平成19年度海田町一般会計補正予算（第4号）の説明を終わります。

○議長（原田）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。前田議員。

○13番（前田）13番、前田です。まず、説明書の16ページ、ここで上の方で執行残、2,100万円、概算。これは、大体入札は今ごろ3月末ぐらいに要するに新年度のものをやると思うんですが、今ごろになってこれが補正になっておるといのはどういうことなのか。6月とか、あるいは9月にも補正できるんじゃないのかという、これのおくれている理由ということでもまず1点目。

そして、2つ目は次の17ページ、町道6号線の2工区、あるいはバイパスという話があるんですが、まず、バイパス予算、概算6,900万ですね。9万円ほど足らなくて、6,900万。昨年度もこれは未執行ということで流れておるんですね。今年度もまた、18、19年、2年続けての未執行で流れておるわけですね。はっきり言うて、できんのじゃないか。そういうものを今度新年度20年度にまた上げておるんですね。この理由がわからん。見通しのないものを何とかかんとかということでも無理やり予算だけ上げておるかということ、見込みのないものをやる必要はないんじゃないか。そういうことなら、2工区分、先ほど町長の行政報告の中で、38メートル延長したんだということなんですね。あともう30メートルぐらいやれば川の方までというか、昔、百本町議がおられたあの辺まで行ってしまわないかと。そうすると、6,000万も大方7,000万近くあるわけですね。6,900万円あるわけですから。そうすると、橋の手前もう2軒ほど立ち退き

をお願いすれば、6号線は、あれは西中大橋というのかな、あそこまで全部開通してしまうんですね。私はこれは過去、国信2丁目地区、旧焼却場清掃事務所、そして三迫2丁目、3丁目の方にも巡回バスを走らせてあげなさいやと。町民をえこひいき扱いするのかと。同じような税金をもらって。バスを小型化すれば、15人ぐらいのバスにすればいつでも上がれるじゃないかと言うたら、バスが大きいから上がれんのかなというの町長の答弁でしたね。だから、小型化しなさいと言うておるわけです。同じように、三迫2丁目、3丁目、国信2丁目地区の人も、バスが利用できるというか、駅に出てくる、買い物に行かれる、便利にしてあげればいいじゃないかと。できない予算をなぜ2度も3度も上げて、約7,000万、6,900万上げておるかということ。今説明のあった2工区の分、この分になぜ回さないんだ、これを急ぎやればいいじゃないかということでお尋ねしたいんですが、どういう考えを持っておるのかということ。その下にも物件移転費の10号線云々で未執行になっておる。とにかく未執行が多過ぎるんです。これらをまとめて、この未執行の理由と、6号線についてはるる詳しく説明願いたい。もう1回繰り返しますが、バイパスのできもせんものを6,900万、2年続けて流れておる。新年度にまた性懲りもなしに上げておる。どういうことなのかということ。2工区の分について整備する考え、どういうことを考えておるか。

そして、同じ未執行で次の19ページにもあるんですね。急傾斜、寺迫2丁目、500万円。急傾斜とかということになると、住民の危険のためにこれは上げておるんじゃないかということになるんですが、これの未執行になった理由というのか、なぜそういう被害の予測できるところの安全対策を講じないのか。

それから、最後になりますが、一番後ろ、20ページ、東小体育館執行残1,800万。これは当初予算は9,800万円ぐらいやったのかな。大ざっぱな計算をすると2割の執行残があるということで、耐震云々ということで補強しておるわけだけれども、2割も安くやって所定の強度が出るものか、できるのかどうかというので、業者も競争が激しいから安くなったんだということであなたらは説明しているんですが、1つ積算したものが2割も安くなるというのは、当初でたらめ予算を積算したのか、あるいは雑工事というのか、悪い工事をしておるんじゃないかなと、こういうふうに思うわけですが、以上ですが、お尋ねします。

○議長（原田）生活安全課長。

○生活安全課長（金子）まず、ご質問の1点目でございますが、ごみ収集処分事業の委託

料が今なのかというご質問だと思います。これにつきましては、収集業務につきまして他の業務がございますので、それらの執行状況を見ておりまして3月に補正をさせていただくものでございます。

○議長（原田）建設課長。

○建設課長（畠山）土木費に関係します質問にお答えいたします。初めに、町道6号線のバイパスの件ですが、昨年度も未執行、今年度もということではございますが、昨年度の場所とは今年度は場所が違うんですが、今年度につきましては当初は話がつくという見込みの中で進めておりましたが、どうしても話につかないということで、当初は見込みがあるということで進めておりました。それから、6号線の2工区でございますが、2工区を急いでということではございますが、今年度は38メートルを整備いたしまして、残りの部分につきましても、町長が行政報告で申しましたように、建物の調査などを現在行っておりまして、これにつきましてはまた来年度、予算を計上させておりまして、早くできるように準備をいたしております。

それから、未執行の件でございますが、急傾斜の未執行につきましては、寺迫の急傾斜でございますが、地権者の方がたくさんいらっしゃるわけなんです、2名の方につきまして、2名のうち1名の方が、相続人の1名がペルーで死亡しているのに死亡手続きがなされておらず、所在不明の形になっておるということで、なかなか進まないところがございます。それと、もう1名の方は相続人が死亡されておられますが、その方が樺太戸籍ということで、その後、保管されていないため、相続人が不明であるということで、その樺太戸籍の方についてはおおむね解決できる方向であるというふうに聞いておりますが、まだ1件の方がなかなか同意が得られないということで、本年度も未執行ということで減額させていただくようにいたしております。

○議長（原田）もう一つ、東小の体育館。建設課長。

○建設課長（畠山）東小の体育館でございますが、予算額に比べて安くなって、強度はどうかということですが、そういうことについては問題はございません。それと、設計額も予算額に近いもので設計いたしております。以上でございます。

○議長（原田）前田議員。

○13番（前田）まず最初のごみの収集の委託、入札残です。何があるかわからんというような答弁のように思うんですが、入札で単価を決めておるわけだから、それだけの、2,000万もあると、ほかの何か事業ができるんじゃないかということも考えるわけです

が、もっと速やかにできんのか、こういうことです。

それから、2つ目の今の6号線について、バイパスは場所が違うんだということだけれども、私どももいろいろ聞くと、家の前にも後ろにも同じような大きい道路を2つも3つも要らんよというような話も聞くわけで、課長は今、見通しをつけておったんだけど、うまいこと話がつかんかったと。その見通しをつけておったというのが、その見通しの甘さというのか、そこらの交渉が簡単に上辺だけで「こんにちは。お願いできますか」「おう、考えてみてやるよ」「はい、マル」というふうにして帰っておるんじゃないかということだね。いつかも言うたけれども、国信の方だったと思うけれども、町道を拡幅して、こういうことは余談の話だけれども、それで、道路が広がったから、家を建ててくれというて建築確認を出したら、その部分は町道認定というか、町道に登録しておらんわけやな。所有権移転しておらん。民地のままだということなんだよね。そのために、実際の道路が例えば6メートルなら6メートルあるわけだけれども、町道登録しておらんために、昔のままの1メートル50ぐらいの道路のままの登記になっておる。建築確認に出してみても初めてわかったと。そのときにもやかましく言うたんだから、確定測量は後にしてでも、実際の工事が、1ミリや2ミリは石垣やコンクリの壁がずれるんだから、再度確定測量をやって、そういう用地買収については仮登記まで場合によってはつけろというふうなことを言うたと思うんだけど、今回の交渉もそこらまでしっかり交渉をやらないと、2年続けて執行残、性懲りもなく。場所が違うんじゃない、しょうがないんだというようなね。言いかえれば、いいかげんな交渉をしておるんだということなんですね。その考え方はどうなのか。

それと、2工区について。距離的に言えば、今でも不幸があったときに15人乗りぐらいのバスは実際問題入っておるんだよ、町長。ここらも考えてもらわにゃいけないのだね。それで、あなたの答弁は、バスが大きいから入らんのだと言うて、それは当たり前なことだ。30人乗りのバス入れてね。だから、何回もやかましく言うてきたが、三迫2丁目、3丁目の、同じ町民の、税金を払いながら、えこひいき行政をやるのかと言うてきたんです。2工区の見通しというか、工事予定というかね。先ほども言いました、あと30メートルもやれば、川の方だから、今も右側についてはかかる予定がないんだよね。今38メートルから上流部分については。だから、左側は土地だけだから、若干犠牲を払うてというのは、わかりやすく言うと、高く買うたとしても、町民の利便というか、緊急事態を考えれば、逆に安いと思うんだよ。だから、坪10万円するなら11万でどうかと

ぐらいのことで交渉して、6,900万も執行残を残すようなことをやるんだったら、そういうふうにしてでも早くやって道路整備したらどうか。そうしたら、あとはカーブのところ、橋のすぐ手前までは用地買収だけで、建物、調査費云々とまた課長が言い訳しておるけれども、もうほとんど建物は無いんだよね。あとのカーブの橋の手前2軒ほどだけですよ。思い切って補償を、今言うたように、緊急時のことを考えれば、若干高いぐらいは私は逆に安いと思うんですよ。そういうことを考えたときにね。どういう考えを持っておるか、再度2工区について。

○議長（原田）生活安全課長。

○生活安全課長（金子）ご質問の1点目のこととございますけれども、今後につきましては事務を速やかに行うようにいたします。

○議長（原田）建設課長。

○建設課長（畠山）2工区でございますが、2工区、今年度に工事をやった箇所から、今調査を行っていますのは、それから上流側へ抜けまして左側のところになるんですが、あそこも計画では建物に影響がございまして、その部分も今、調査しております。それで、来年度もその関係の予算は上げさせてもらっておりますが、それができましたら具体的な交渉に入っていきたいと考えております。

○議長（原田）西田議員。

○5番（西田）5番、西田です。資料の21ページのところに町債繰上償還元金というのがございます。先ほどの説明では2億7,862万円というふうに元金になっておるんですが、この借入金の本数、それから、償還までの期間、それと、その期間内に納める利子の効果、要するに繰上償還することによっての利子効果。この3点をまずお願いいたします。

○議長（原田）財政課長。

○財政課長（臼井）先ほどもご説明いたしましたように、今回の繰上償還は2点についてやっております。まず、公的資金の補償金免除繰上償還の方でございますが、一般会計のものは該当が2件でございます。7%以上のものを2件ほど繰上償還するようにしております。それから、民間の方の資金、縁故債というものですが、これについては繰上償還するものが3件でございます。それから、利子の削減効果額でございますが、合わせて2,582万5,000円の利子削減額になっております。それぞれの起債の今後の実際の償還年度でございますが、公的資金の方につきましては、1件はこれは20年で終わるものです。ですから、20年で終わるものを1年繰り上げて償還するという形です。もう1件

の方が21年に終わるものでございます。それから、民間資金の方でございますが、これにつきましては、1件が平成33年までの償還期間のものでございます。それから、もう1件が平成31年まで。それと、もう1件が平成28年までのものでございます。以上でございます。

○議長（原田）西田議員。

○5番（西田）短い期間のもので繰上償還するものも含まれているみたいですが、基本的に繰上償還することで2,582万円効果が出てきているということですね。財政の健全化のときにもいろいろお話をさせていただいたんですが、この効果が随分出てきているのははっきり数字で確認がとれました。もしこのまま繰上償還せずに来年度で支払う元金と利息分、要するに来年度に使うお金に負担をかける割合ですね、その金額はどのくらいでしょうか。

○議長（原田）財政課長。

○財政課長（臼井）先ほど言いました公的資金の部分と民間資金の部分を合わせてでございますが、この2つの合計で5,466万3,000円を予定しておりました。

○議長（原田）西田議員。

○5番（西田）今繰上償還することによって、今年度は一応それで負担はかかるわけですが、来年度以降において実際年度ごとのキャッシュフローですね、プライマリーバランスにおいて5,466万円の効果が出てくるということですね。そういう意味でも、こういうお金を回すという意味からしても随分効果が出てきているように確認がとれました。

最後ですが、昨年度の町債の残高、それと、今回繰上償還をすることによってどれだけ町債が減ったか、その確認をさせていただきたいと思います。

○議長（原田）財政課長。

○財政課長（臼井）18年度末の一般会計の町債残高は123億3,884万円程度でございます。これが19年度末で115億1,099万円程度ということになります。

○議長（原田）崎本議員。

○12番（崎本）町道6号線バイパスのことで、私はこの前も述べましたように、どうしても同意をしないとと言われて、それを長らく引っ張っておってもしようがないと私は思って、私も地元であれじゃから、路線の変更を考えてはどうかと提案したことがあります。どうしても出されないと言われるから、今の工事されたところを利用して路線の変更も考えたらどうかということを提案いたしました。その考えはあるかないか。私は何回も今の地権者の人と会ってますが、どうしても出さんと言われるものをずっと、あ

なた方が何ぼ行かれてもどうしても出さんと言われるものを10年引っ張っても20年引っ張ってもだめじゃから、路線の変更を考えたらどうかということを私は提案していましたが、その件に関してはどういう考えか、お願いします。

○議長（原田）建設部長。

○建設部長（児玉）現在、町道6号線のバイパス工事の事業を進めておりますけれども、現時点においてはまだ路線の変更等は考えておりません。しかしながら、今、議員がおっしゃるように、10年たっても全然できない、そういうふうな状況に陥る場合においては、我々としても費用対効果、いわゆる投資したものを供用開始して皆さんのものに提供していきたいという考えの中では、いわゆる路線の変更というか、別ルート、できる限りのことをしていかなければならないというような時期が来るかもわかりませんが、現時点においては今のバイパス路線、これについては地元の説明会も開いて一応納得してもらったような状況を我々は感じております。しかしながら、今言ったように、権利者の何人かの強い反対があれば、そういうことも考慮しなければいけないかと思っております。

○議長（原田）崎本議員。

○12番（崎本）地権者の人に同意をいただいておりますが、じゃ、19年度中に、絶対だめじゃと言われる地権者がおられますね。名前まで言わなくてもわかりますが。何回交渉に行かれましたか。それを行かんでおって地元説明会をやっても、それは他人の、地権者じゃない人は、広く道ができちゃええ、便利がええのは当たり前のことですよ。だけど、用地交渉の場合は地権者がおるんですよね。その地権者の同意がなかったら、何ぼ地元の同意があってもできんんじゃないんですか。私はそう考えるんじやが、その根本的な考え方が違いますかね。地元の説明会で地元が同意するのは当たり前じゃないんですか。地元の道が広がるのに、だれが反対するんですか。そのためには、地権者がおるんですよ。だから、地権者にどれだけの誠意を見せて地権者の同意を得るのが一番じゃないんですか。それをされないまま、皆そう言われるじゃないですか。地元説明会を開いた、開いたと。地元説明会を開かれて、それはいいんですよ。同意はそれは得られますよ。じゃが、地権者がおるんじやから。地権者が反対したら、それは同意を得たということにはならんんじゃないんですか。私はそう思いますよ。同じ地元説明会をするなら、地元の皆さんに署名運動などしてどうにか地権者の人にお願いするとか、そういう方法をやる考えはあるかないか。19年度中に地元の説明会を開いた、開いたと。

地権者が出ていない説明会を開いたって、何の意味もないんじゃないですか。19年度中に何回行かれたか、地権者の人と何回会うてどういう説明をされたか、詳しくお願いします。

○議長（原田）建設部長。

○建設部長（児玉）現在、はっきり言いまして、2名の地権者の方のいわゆる反対というか、そういう状況の中で、現在事業が停滞している状況でございます。それで、1名の地権者においてはたびたびお会いした経緯がございますけれども、もう1名の方については実際に今言った正式な用地交渉等はまだ、予算的なものもございました関係上、19年度においては行っておりません。しかしながら、日々顔を合わせている地権者の方ですから、そういう旨のものはお話はさせてもらっております。

○議長（原田）崎本議員。

○12番（崎本）だから、私は誠意がない、地権者の方も誠意がないと言われるんですよ。なぜ話し合いでも19年度中に1回も行っておらんって。予算を上げておいて、1回もそれを執行するために努力をしていないということはどういうことですか。やっぱりそれだけの努力と誠意を見んかったら地権者も、住民の方も動いちゃいないんですよ。これは後でまた一般質問でもしますけん、答弁はいいんですが。やっぱり誠意を見せて、誠意と努力をせんかったら、何ぼ……。あなた方は地権者じゃないんだからね。お願いする方じゃから。何回も言うようにですがね。地権者に黙って測量したり、くいを打ったりして、「あんた方、何をしよるか」と言うたら「ここへ道がつくんじゃ」と。「わしは何も聞いておらんぞ」と言われて皆それがペアになっておるんでしょうが。地権者の方にはやっぱり誠意を持って最初から交渉をきちっとせんかったら、いつまでもぐじゃりぐじゃりになってしまう。そこらを答弁してください。

○議長（原田）建設部長。

○建設部長（児玉）19年度の地権者の方には相当量お会いして話をさせてもらいました。そういった中での、今私が答弁したのはもう1人の地権者の方ですが、今言ったように、19年度においては正式な用地交渉等はしておりませんでした。今言われるように、地権者の方に対して町としても精いっぱいいわゆる誠意を見せるというか、そういうお願いをいたしまして、とにかく早い時期に供用ができるように頑張っていきたいと思っております。

○議長（原田）佐中議員。

○15番（佐中）15番、佐中です。何点かお尋ねいたしますが、1つは11ページの町長選挙の残の問題です。町長選挙もそうですし、補欠選挙もそうじゃったし、我々の選挙も無投票じゃったということで、非常に無投票の弊害が私、議会全体の中でも出ておるといように感じるんです。1つは、無投票にならないような、政治的というか、そういう町政、雰囲気をつくるというのが必要ではないかなというように私は感じておるんです。お尋ねするのは、約850万の予算を組んでおられて、執行は150万程度であると。私の記憶では、無投票を見込んで有権者に入場券の発行、私は見た覚えがないと思うんじゃないけれども、送られたのかどうか、そこら辺を確認したいと思うんです。

2つ目には、18ページの新開蟹原線、大きな額が残になっておるんですが、なぜそうになってきておるのか、説明を求めます。

それから、議案6ページの駅のバリアフリーの問題で、今年の6月で意見書というか、発議をして政府の方をお願いをし、そしていろいろ政府の方から予算がついたという。情報は何か聞いておるんですが、19年度でできなかったから、債務負担行為でこうして上げられておるんですね。私は正式に執行部から、どういう計画で、どういう予算で何年度でというのが把握できていないんです。情報はいろいろ聞いておるんですよ。しかし、そこら辺が明確でないし、公の場で、具体的には予算委員会とかそこでやらせてもらうけれども、実際にこういうバリアフリーの問題で国やJRや町や県の負担割合ぐらいは、あるいは、何年度でどこからどうつけて、どうやるかという程度ぐらいまでは説明を求めるんですが、いかがですか。

あわせて、東部地区連続立体交差事業、私は知る機会がなかったんですが、たまたまこの間、新聞報道でそれを見て、北側の方でいろいろ道路を暫定的に整備しながらやるというのがニュースにありましたが、これらとこの関係はどうなっていくのか、それをお尋ねします。

○議長（原田）総務部長。

○総務部長（園山）今、選挙の入場券の発行の件でございますが、これは発行しておりません。といいますのが、準備をしておりましたけれども、一応その見込みが非常に少ないという情報がございましたので、ずっと待っておって、準備はしておりましたけれども、結局発行しなかったということでございます。

○議長（原田）都市整備課長。

○都市整備課長（久保）議員ご質問のまず1点目でございますが、新開蟹原線の事業で減

額補正ということでございますが、これは昨年度から交渉を続けております、今年度の予定が、一部小さなものを含めて3件ございました。この2件につきましては、今年度中に要するに更地にするということは難しいにしても、話が順調に進んでおります。それで繰越明許をお願いしておるところでございます。それで、あと1件ですが、いろいろ地権者の方が議会での説明をどういうふうにされたかというところで、実際の交渉になかなか入れなかった。それで、現在やっと、地権者は複数おられますけれども、その代表の方と話をできるようにはなっておりますが、それにつきましても、土地の単価、それと残地補償、それと移転補償の工法について、かなりの開きがございます。そういうことで、我々は国が定めました基準、これは公共補償におけます基準はもう既にご案内のとおり、それによって、土地の取引でなくて生活保障という観点で積算をしております。そういうことで、説明はするんですが、いろいろその差が縮まってこないということで、限定されて、これ以下だったらもう話し合わないよと。話してもしょうがないというような状況で推移しておりますので、来年度改めて交渉をしたいということでございます。ですが、交渉の内容につきましては、概算ではございますが、要するに補償の概算の提示をしているところまでは来ております。ですから、もう1年かけて辛抱強く積極的に交渉を進めてまいりたいと考えております。そういう結果がこの大きな減額補正ということでございます。

次に、駅のバリアフリー施設の改善ということでございますが、1年をかけまして、事業主体であるJR西日本と協議を重ねてまいりました。当初は4億7,470万という膨大な総事業費を提示されまして、将来的にすべてを町が出してくださいというところから出発点になりましたけれども、その後、5分の2、それで、我々がどうしても譲れないという線で、3分の1で負担割合が決着いたしました。それで、4億7,470万という事業費ですが、これにつきましては国のバリアフリー新法に基づくバリアフリー施設、それを盛り込んでおりまして、当方としましては、県も同じでございますが、あくまで連立ができるまでの暫定的な施設であるので、その一番いいものを今そこへ整備しなくていいのではないかとというようなことも含めて協議をさせていただいて、現在のところ、事業費が4億3,340万、約4,500万弱を下げようになってまいりました。そういう結果で負担率が5分の2から3分の1、それと事業費の4,500万程度の減ということで今回20年度の予算を出していただいたり、19年度減額補正、そういうものが生じてまいりました。実際の19年度の予定でございますが、これにつきましては実施設計を予定しておられま

す。それが、この決着がつきましたのが1月の末でございますので、到底年度内でおさまらないという経緯がございますので、繰り越しをお願いしたものでございます。それで、一応概略ではございますが、整備するものはエレベーター、身障者・高齢者等のトイレの改修、張り出し歩道、それと、ホームのかさ上げ、これについてはバリアフリーの補助対象外ですが、JRの方で同時期にやられるということでございます。それと、情報案内、要するに目の不自由な方を音声、また、耳の不自由な方に文字情報として情報を流していくと。いわゆる広島市、五日市もありますが、そういうものに近いものになってくるというものでございます。それと、年度の整備概要でございますが、20年度に呉線のホームかさ上げ、エレベーター等々をやってまいります。21年度に3番線、中央のホームでございます、それと、上りになります1番線を同時にやっていくという予定になっております。

次に、連立事業でございますが、これにつきましては、7年の延伸があつて、完成予定が34年ということをご承知のとおりでございます。それはいろいろな財政的なものもあるし、いろいろな関連でいたし方がないとうちの町長も判断しましたけれども、府中町の首長さんとうちの町長がそろって、あのまま用地買収をした状況で何年も何年もほうっておけないよということがございまして、何とか、海田町の場合、駅の北口利用もできないような状況を解消してくださいということで、県がこれを受けまして、青崎中店線の暫定改修という形の中で駅の北口をずっともとの、中川の前の方から花都川の方まで、一部拡幅しておるところがありますが、そこへ向けて今、改修の計画設計等々に入っておられます。以上でございます。

○議長（原田）佐中議員。

○15番（佐中）最初に戻りますが、選挙の問題。今、はがきも出さなかったという答弁がございましたけれども、果たしてそれでいいのかなというように私は感じるんです。当日対抗馬が出るとか、あるいは、どうしても無投票はいかんという格好で急きょ5時までということになると、いろんな方面で支障を来しゃせんかなというような気がするんですが、なかったらお金の節約になるから、非常にありがたいと思うんですけれども、しかし、あった場合に非常に困ることが起きやせんかなと私は心配するんですが、そこら辺の政治判断は、今、無投票じゃから、結果的に見れば的確であったというように言わざるを得ないと思うんじゃないけれども、もしあった場合に困りやせんかなというね。これが1つ。

それからもう一つは、新開蟹原線の問題で、3カ所今言われましたね。場所を言うのが難しかったらいいんですけども、できれば言うてもらいたい。難しかったらいいですよ。ただし、今の中店小学校線、新開蟹原線が交わって、矢野の方に行くのに非常に道路混雑が激しくなるという、新しいスーパーもあそこにできましたし、あの付近の方々が早く道路を解決してほしいという要望があるわけですね。ということになると、今の新しくできた業務用スーパーからずっと向こうへ直接早く抜いてほしいということがあるんですが、場所は東なのか西……。西と言うたらちょっとあれですね。南なのか、北なのか、この程度でもいいですから、そこら辺はしゃべってほしいというように思います。

それからもう一つ、バリアフリーの問題で、今大体わかりました。3分の1というのは、町が3分の1よね。JRも3分の1、国も3分の1なのかどうか。私が聞くところによると、JRが15分の7とか、国が15分の3というように聞いておりますが、これは違うのかどうか。また、県の負担割合、15分の5のうちの2分の1を県が負担するというように聞いておりますが、そこら辺はどうなのか。それが今言われました、段差に対応するのか、エレベーターに対応するのか、今の情報何とか、あるいは、トイレは町のでしょうから、対象にはならないと思いますが、どこら辺までがそうになっていくのか。今ここへ上げられておる推進事業の中の実施設計、これに1,558万というのが載っていますが、これがどこを対象でどうなっておるのかというのをお尋ねいたします。

連続立体交差事業の問題はようわからなかったが、それは次のときにやります。

○議長（原田）総務部長。

○総務部長（園山）入場券の件でございますけれども、これは非常に迷いましたけれども、郵便事業株式会社ですか、郵便局と相談しまして、もし告示の日の夕方に手配をすれば、2日間ぐらいで皆さんのところに届くという約束をいただいておりますので、ぎりぎりまで待ったということでございます。

○議長（原田）都市整備課長。

○都市整備課長（久保）再質問のまず1点目でございますが、蟹原線、北と真ん中と南側に3件ございました。それで、南側が大手、要するに工作物がちよろっとひっかかる部分でございます。これはもう契約にこぎつけているような状況でございます。それと、真ん中はさておきまして北側、これにつきましては土地のみでございまして、何が問題かといいますと、要するに東広バイパスの側道のときに用地買収にかかっております。

それのときの地価と、要するに下落した今の地価の差があまりにも激しいということで、なかなかご希望のような数字が出せませんので、そういうことで時間を要した。これにつきましても、代替地が欲しいということで、いろいろ権利者さんも当たられましたし、うちでも当たりました。そういうことで、なかなかいい話が今ちょっと進んでおります。それが済めば何とか考えてみるということですので、これの繰り越しを2件させて、真ん中の1敷地といいますか、その部分が今、先ほど申しましたような状況でございますので、来年度も頑張っていきたいと思っております。それで、21年度までの認可延長をしましたので、21年度までには必ず供用したいというふうな思いがございます。それで、暫定供用の工事の方も検討を進めております。今供用できる部分の工事ですね、それらも検討を進めておるところでございます。

それと、次にJRのバリアフリーに関しまして負担率はどうかということですが、先ほど説明が漏れて申し訳ございません。国が5分の1、JRが15分の7。

○議長（原田）課長、分母をそろえて言うてください。

○都市整備課長（久保）それでは、分母をそろえます。国が15分の3、JRが15分の7、地元が15分の5でございます。それで、県につきましてはこの15分の5の半分、事業費の6分の1を負担するというようになっております。対象事業費でございますが、先ほど申しました要するに各ホームのかさ上げ、これにつきましてはバリアフリー法に基づく整備の補助対象になりませんので、これはJRの単独です。それと、そのほか、先ほどたくさん申し上げましたすべてがその補助対象に該当しますので、これにつきましての3分の1、これを地元が負担するというような格好になります。

○議長（原田）佐中議員。

○15番（佐中）今の新開蟹原線の残の問題。課長が思われておる北と南、私が思っておる北と南、中というのが食い違うんですよね。中はもう完成しておるからと言うて、今のどこのことを言っているのか、説明の中で全然把握できんです。今の道路のすぐ隣のことを言うておるのか、矢野と海田の境のことを言うておるのか、あるいは向こうの大立のそういうところの言うておるのか、もっと向こうの西浜とかそこら辺のことを言うておるのか、それをお尋ねします。

○議長（原田）都市整備課長。

○都市整備課長（久保）これは、中店小学校線は海田小学校のところからずっと矢野境まで行っております。これとは別に、あそこにスーパーがありますね。そこから県の側道、

そこまでが開蟹原線になっております。今申し上げておるのは、開蟹原線のまだ供用もしていない、まだそのまま買収地をさくで囲っておる未買収の区域について説明をさせてもらいました。その中で北と真ん中と南が3件あるということでの説明でございます。

○議長（原田）ほかに質疑はございませんか。7番、桑原克之議員。

○7番（桑原克之）今回の補正予算は歳入歳出ともに委託料、補助金及び交付金の減額が目立っているように思うんです。それで、補助金の減額した場合、例えば国からの補助金であれば、補助金の適正化法に基づいて返納しないといけませんね。その辺、返さないで使うのであれば、それなりの理由を書かないといけなんでしょう。返納か、そうでないか、その辺の事務手続きといいますか、その辺はうまくいっているんでしょうか。

○議長（原田）財政課長。

○財政課長（臼井）国・県からの補助金等の減額ということにつきましては、今年度の実績に基づいて補助金額が決定しますので、その実績に基づいた額によって増額あるいは減額したものでございますから、今のご質問とは関係ないと考えております。

○議長（原田）桑原克之議員。

○7番（桑原克之）関係がないというのは、適正化法に基づく返納とは関係がないとおっしゃるの。減額して、余ったんじゃないんですか。減額というのは、余ったんじゃないの。余ったから減額したんじゃないの。

○議長（原田）財政課長。

○財政課長（臼井）歳入の減額につきましては、当初予定していた額より決定額が少なくなったということでの減額ですから、余ったとかということではございません。

○議長（原田）桑原克之議員。

○7番（桑原克之）何かよくわからないけれども、じゃ、時間がありますから、次を申します。この説明書の17から18にかけて補助金関係の減額をなさっていますね。それと、この6号議案の6ページ、今説明がありました繰越明許費、それを比較してみますと、広島市東部地区連続立体交差事業3,790万、それに対して18、19ページのあれでいけば250万減額しているわけですよ。以下皆、バリアフリー関係は1,058万6,000円に対して211万8,000、開蟹原線の場合は4,266万3,000円に対して2億1,076万3,000円減額しているわけです。海田臨港線の400万に対しては2,000万減額であると。これとの関係はどうなんですか。この差額、250万充てるということ。例えば連続立体交差の3,790万に

対して繰り越すわけでしょう。250万はこれに充てるのか、そうじゃなくてほかの予算を持ってきてこれに充てるのか、その辺はどうなんですか。

○議長（原田）財政課長。

○財政課長（臼井）まず、歳出予算の減額の方につきましては、事業費の精算に伴いまして事業費が当初予算よりこれだけ少なくて済んだということでの減額をしたものでございます。まず、これが歳出予算の方の減額のことでございます。今度は、繰越明許費の方につきましては、全額を減額したわけではございませんから、当初予算に残が残っております。その事業のうち今年度終わる見込みのないものについて、繰越明許費を設定させていただいて翌年度に繰り越しますということをお願いしておることですから、減額の補正予算と繰越明許費の額については、これは直接関係ないものと考えてもらっていいと思います。

○議長（原田）暫時休憩をいたします。再開は13時といたします。

~~~~~○~~~~~

午前 11 時 59 分 休憩

午後 1 時 00 分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長（原田）休憩前に引続き本会議を再開いたします。

第6号議案について質疑があれば許します。多田議員。

○8番（多田）8番、多田です。先ほどのバリアフリーの件ですが、JRが15分の7と言われましたが、かさ上げについては補助金がかからないということで、その金額を含めての15分の7なんですか。それとも、それはまた別に15分の7ですか。まずそれが一つ。

最初の1ページ目のところで郵政公社の件があります。これは去年の10月に郵便会社になったわけですが、今の海田郵便局の敷地についての固定資産税というのはもう取っておられるのか、それとも4月から取られるのか。それと、特定郵便局に関しては個人の持ち物でしょうけれども、固定資産税免除になったのかどうか、お聞きします。

○議長（原田）都市整備課長。

○都市整備課長（久保）海田市駅のバリアフリーに関するご質問でございますが、かさ上げ部分、これはJRの単独部分でございます。ですから、それ以外の部分はすべてバリアフリー法に基づく補助対象経費でございますので、その補助対象経費の15分の7とい

うこととでございます。それとは別にかさ上げをやるということとでございます。

○議長（原田） 税務課長。

○税務課長（朝倉） 納付金につきましては、公社所有のものについての固定資産ですので、賦課期日は当然1月1日でございますので、20年度から一般の固定資産税として納付いただきますし、個人のは個人の固定資産として課税することとなっております。

○議長（原田） 多田議員。

○8番（多田） 今の答弁でわかりにくかったのは、特定郵便局に関しては、今までは個人の持ち物であったけれども、優遇されていたということでしょうか。

○議長（原田） 税務課長。

○税務課長（朝倉） 優遇措置ということではないと。

○議長（原田） ほかに質疑はありませんか。西山議員。

○9番（西山） 9番、西山です。17ページの道路新設改良費の中の町道10号線歩道改修事業22の物件移転補償費未執行なんですけど、この町道10号線は本当に立派な歩道ができて、皆様利用されているんですけども、当初予定されました物転補償費、それが未執行であった説明を求めます。

○議長（原田） 建設課長。

○建設課長（畠山） 物件移転補償費につきましては、当初、水道管などが影響するかという予測のもとに予算を上げておりましたが、結果といたしまして影響がなかったということで、減額させてもらいました。

○議長（原田） ほかに。岡田議員。

○4番（岡田） 資料の14ページの一番下のところの子育て応援事業、これは町長がかなり力を入れておられると思うんですけども、100万円ぐらい残っておるんですけども、これの説明。

16ページの広域ごみ焼却場の1,200万円ぐらい減額になっておるんですけども、今朝ほどの安芸地区衛生管理組合の第1回目の会議のときの総務部長の報告で、来年度からは海田町で2億円ぐらいの負担が増えるということだったんですけども、この第1回目の会議、聞くところによりますと、普通だったらすんなりいくところを、かなり紛糾したということで、建物そのものに対してもいろいろ、保守点検とかが次回ぐらいからどんどんかかってくるというふうなことだったそうなんですけれども、その内容というんですか、今後どういう負担になっていくのかということ。

20ページの中学校のデリバリーなんですけれども、前のときも減額補正みたいなのがあったような気がするんですけれども、評判が悪いということだと思えるんですけれども、これを今後どういうふうにするのか。廃止とかということも検討されておりますけれども、その後の代わりというんですか、何かそういうふうなのがあったらお願いいたします。

○議長（原田）福祉課長。

○福祉課長（窪地）まず、子育て応援事業の中の子育てヘルパーの派遣事業の委託料でございますけれども、当初10名分で、延長もあるであろうというふうに考えておりましたけれども、実際の申し込みについては3名にとどまったためでございます。とどまった主な理由といたしましては、対象の方が10名前後いらっしやったわけなんですけど、家庭の中にヘルパーの方に入ってほしくないという若いお母さん方の実態がどうもあるようでして、そこらあたりは来年度は検討してまいりたいというふうに考えております。

○議長（原田）生活安全課長。

○生活安全課長（金子）まず1点目で、今回出しております減額でございますけれども、これは18年度の繰越額が確定したことに伴いましての減額でございます。それから、今後の予定、見込みということなんですけれども、焼却施設をつくりまして5年間が経過して、保証期間が昨年11月に切れておりますので、今後につきましては補修費が上がってくるということは想定できると思います。それで、今、担当者の協議の中で、まずごみの減量化をするということで、炉を少しでももたすようなことで早急に検討していこうということで現在検討を重ねておるところでございます。

○議長（原田）学校教育課長。

○学校教育課長（青木基秀）デリバリー給食にかかわってのご質問でございますけれども、今後は、子どもさんが牛乳を希望する方につきましてはミルク給食を実施する予定でございます。それと、今回減額しました1つの理由としましては、当初見積もりをしておりました食数が大幅に低下しまして、その結果減額するものでございます。

○議長（原田）岡田議員。

○4番（岡田）先にデリバリーのこと。ミルク給食というても、牛乳給食みたいな格好で、私たちが心配するのは、当初これをしてくださいとお願いしたときに、朝も食べてこない生徒がおる、昼もパンだけということで、育ち盛りではこういうことが何とかならないかというふうなので導入したんですけれども、やはりミルク給食というのでは根本的

な解決にも全然ならんと思うんです。今でもある程度そういうことは実施されておると思うんですけれども、やはりそういう育ち盛り子どもたちがどういうふうに、朝も食べてこないから、昼もパンというのではちょっとぐあいが悪いと思うんです。それで、別に海田町だけでなく、広島市内の方でも申込者が少ないとか、残す率がすごく多いというふうになっておるそうなんですけれども、やはり一番の原因は、おいしくないということだと思うんですよね。栄養士がおるから何とかかんとかと言われるんですけれども、生徒に対していろいろなことを、アンケートまでは行かなくても、実際にそういう要望を聞いてみるとかということ、おいしいものにするとかという努力なんかはされておるんですか。

○議長（原田）学校教育課長。

○学校教育課長（青木基秀）当然教育委員会としましては、実施の責任者でございますので、子どもの意向を踏まえたアンケート、これは昨年の1月に実施しております。そういったことを踏まえながら、日常の中で学校との意見交流をしながら、メニューには反映させてきております。しかし、まずいか、まずくないかについては非常に個人差もございましてから、結果として申し込み率が低下しておるとというのが現状でございます。

○議長（原田）岡田議員。

○4番（岡田）私は、一番いいのは自校方式というんですかね、そういうのが一番ベストだと思うんですけれども、なかなか金銭的にも難しいというふうなことが言われておるんですけれども、やはりこれはぜひとも考えてもらいたいと思います。

それと、広域ごみの分ですけれども、今、炉が2基あると思うんですけれども、減量化ということを言われたんですけれども、2基とも稼働というんですか、平常の月で稼働されておるのかどうか。それと、減量化で物すごく不効率というんですか、2基を稼働しないで1つだけ稼働させておられるんだったら、物すごく効率が悪いんじゃないかという気がするんですが、その辺はどうなんですか。

○議長（原田）生活安全課長。

○生活安全課長（金子）安芸クリーンセンター、焼却施設でございますけれども、これの稼働状況につきましては、2基が正常に作動しているというふうに聞いてはおります。

○議長（原田）ほかに質疑はございませんか。三宅議員。

○3番（三宅）3番、三宅です。18ページの、午前中から出ておりますけれども、新開蟹原線のところをお伺いします。それで、去年は3億1,057万が2億3,059万になって

74.2%の減額ということであります。今年、今は予算の方で2億5,623万が2億1,076万ということ、82%の減額ということで、2年続きで、一番ぐらいに大きい予算で80%、70%減額で、悔いというか、情けないわけで、去年も質疑で言いましたけれども、まず新開蟹原線、19年度に始まって4月から今までの、一般質問なんかでも言いましたけれども、交渉の経過を大ざっぱにもう1度、この1年間の交渉経過、回数とかをまずお伺いいたします。

○議長（原田）都市整備課長。

○都市整備課長（久保）新開蟹原線の今残っております1件の交渉経過につきましては、これまで9回交渉をやっております。それで、当初は、昨年度交渉した結果を議会でするように説明しておるかということで、その内容を精査したいということで、全然用地交渉を受け付けてくださらなかったという経緯がございます。それに伴って、用地に係るもの以外、例えば公園をつくってくれとか、そういうものを含んだものでいろいろ質問状がございました。その質問にご回答申し上げまして、いろいろ折り合いがつかない部分、どうしても用地交渉以外の部分でやってもらわなきゃ困るよという部分、そういう部分はもう我々ではできないものはできないとはっきり申し上げて、そういう経緯の中で一時交渉がストップしたと。受け付けていただけなかったという経緯の中で、地権者さんは複数おられますので、その1名様が、これじゃちが明かんから、私が代表になってというような経緯の中で、先ほど説明しましたように、やっと概算の補償費の提示とか、個々にわたる用地の単価についてとかというものが、最近になって交渉の内容になってきたという経緯でございます。

○議長（原田）三宅議員。

○3番（三宅）3回しかありませんので。それで、19年度が終わりました、先ほどの質疑の中で、今年で事業認可が切れますから、2年延伸ということで、あと20年度と21年度で、延伸するにしても2年間でということで、これは2年間でとにかく決着をつけなきゃいけないということを聞いております。それで、20年度と21年度で。私が質問の中でも言いましたときに出てきましたけれども、これから、今隔たりが先ほどから出ています。土地の単価とか残地補償とか移転補償とか生活補償、かなりな面で隔たりがありますので、2年間でこれだけ減額、減額で来たということで、あと2年間でできるのかどうかというのも不安がありますし、20年度と21年度で決着をつけなきゃいけないということになります。それで、質問の中にありましたように、これから収用委員会にかける

とかというのが答弁の中にありましたけれども、収用委員会に、20年度に入って隔たりがあって難しいなというようなことでありましたら、途中で収用委員会にかける気があるのかどうか、その辺をお聞きします。

○議長（原田）都市整備課長。

○都市整備課長（久保）現在のところ、先ほど説明しましたように、かなりの隔たりがあると。公共事業による用地交渉というものは、一般の民間の土地取引と全く違いまして、考え方が違います。生活を保障すると。だから、機能回復という面で積算をしております。通常その積算をすると、流通価格より少し高目といたしますか、それよりはいいんじゃないかと思うんですが、なかなかその辺でご理解をいただけんということがございます。それで、ずっと、先日、この19年度までの認可期間が、認可がおりまして21年度までになったということで、21年度を目標にそれをすべて工事まで終えてしまうということでございますので、実質上20年度で何とか交渉をして、今の隔たりというものを解消したいと思っております。それでもなおかつ21年度が迫りまして全然隔たりが縮まらないということでありましたら、収用法の適用で明け渡しの決裁、そういうものも求めていく場合も一応想定はしております。ただ、今のところ、そういう少しずつではございますが、前進しておりますので、来年に向けて積極的に用地交渉を進めたいと思っております。

○議長（原田）三宅議員。

○3番（三宅）2年間を見てきまして、地権者の方とも話を聞いてみたりしてまいりました。今回も開会前に地権者の方にお会いして話をしましたけれども、まだまだ雪解けで歩み寄るとかそういうような状況にはないと思うんです。かなり隔たりがある。2年間でこれを埋めるのはかなり難しいんじゃないかと思うんですけれども、交渉が埋まらないことで、もう1度聞きますけれども、収用委員会にかけて、あるいは、私の質問でも言いましたように、とにかく2年延期で決着をつけなきゃいけない。2年、事業認可を延期して、その2年間でやるということで許可が出ておるはずなので、その2年間で決着をつけなきゃいけないということになりますので、収用委員会にかけて、それでもあれだったら、最後の手段で、私も質問で言いましたように、強制執行まで考えるのかどうか。直前に地権者の方と話をしてきましたけれども、隔たりを埋めるのは容易じゃないと思うんです。その場合に、今言うように、収用委員会あるいは強制執行まで出口でもう1歩なんですけれども、やる気があるかないか、その辺を聞いておきます。

○議長（原田）建設部長。

○建設部長（児玉）収用委員会へお願いするという段になりますと、途中で行政の方がとめるということはほとんど無理な状況になります。そういった中で、今言ったように、20年度におきましては誠心誠意用地交渉の努力をさせてもらおうといった中で、21年度に入りましてどうしてもそういう隔たりが大きいということになると、行政として収用委員会にお願いするというのも生じると思います。そのときには、最終的にもし地権者が折れない場合にはいわゆる強制的な収用法の適用で、強制執行といいますけれども、そこまで行く可能性がございます。

○議長（原田）ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原田）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原田）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより第6号議案について採決を行います。お諮りいたします。

第6号議案については、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原田）異議なしと認めます。よって、第6号議案は原案のとおりこれを決します。

~~~~~○~~~~~

○議長（原田）日程第12、第7号議案、平成19年度海田町公共下水道事業特別会計補正予算についてを議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（山岡）第7号議案、平成19年度海田町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）について。平成19年度海田町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）は、事業費の精算による不用額の整理などを行うため、歳入歳出それぞれ1,174万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ15億1,947万4,000円とするものでございます。内容につきましては担当者から説明させます。

○議長（原田）下水道課長。

○下水道課長（野間）それでは、平成19年度海田町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）につきましてご説明申し上げます。資料5の「補正予算説明書」の1ページをご覧ください。まず、歳入についてご説明申し上げます。分担金及び負担金の下水道事業費負担金を403万3,000円減額しております。広島市からの海田公共下水道へいただく公

共下水道整備事業負担金ですが、精算の結果、48万5,000円減額するものでございます。次に、受益者負担金ですが、徴収猶予等の当初想定した賦課面積が減になったことにより382万1,000円減額するものです。次に、障害者家庭等下水道使用料減免分負担金ですが、対象家庭の増に伴い27万3,000円増額いたします。次に、繰入金の一般会計繰入金ですが、歳入歳出の精算により301万9,000円減額するものです。次に、繰越金につきましては、前年度決算における繰越額の総額をすべて計上するため、未計上の2,341万6,000円補正するものでございます。次に、諸収入の水洗便所普及資金貸付金元利収入でございますが、新規貸付金利用者等の増に伴い、498万2,000円増額するものでございます。2ページ目をお願いいたします。町債の下水道事業債ですが、960万円減額します。まず、流域関連公共下水道事業債ですが、公共下水道整備事業の減に伴い、900万円減額するものです。また、資本費平準化債ですが、借入利率が下がったことにより60万円減額いたします。

次に、3ページの歳出をお願いいたします。まず、総務費、総務管理費の一般管理費を431万円減額します。まず、職員手当ですが、勤務の振り替えなどにより時間外勤務が減少したことにより120万円減額いたします。次に、報償費ですが、受益者負担金の賦課面積が減少したことに伴い、前納報償金の執行残が生じたことにより61万円減額するものです。次に、委託料ですが、まず、公共下水道使用料徴収事業ですが、水道課に委託しております徴収対象経費等の見直し及び精算結果により100万円減額するものです。次に、一般管理一般事務事業ですが、下水道台帳作成業務委託料等入札執行残により150万円減額するものです。次に、水洗便所普及費ですが、貸し付け制度の利用者が増加したことにより貸付金を320万円増額いたします。次に、4ページをお願いいたします。事業費の下水道事業費、公共下水道整備費を1,750万円減額するものです。まず、公共下水道整備事業の委託料の100万円でございますけれども、事前事後調査委託料の入札執行残でございます。続きまして、補償補填及び賠償金の移設補償費ですが、移設埋設物管等の移設等の工事が不用となったため、700万円減額するものです。次に、負担金補助及び交付金ですが、東部浄化センター維持管理負担金の維持管理経費等の減及び流入水量が減となったことにより負担金を1,000万円減額いたします。また、広島市公共下水道維持管理負担金ですが、広島市と公の施設の利用に関する覚書を締結しております船越ポンプ場の施設の維持管理費に要する経費の増に伴い、負担金を50万円増額いたします。これによりまして、負担金補助及び交付金を950万円減額するものです。

次に、公債費の元金の償還金利子及び割引料ですが、平成19年度から平成21年度の3年間にかけて補償金を免除する繰上償還制度が導入されたことに伴い、元金の繰上償還をすることにより3,441万7,000円増額いたしております。次に、利子の償還金利子及び割引料の406万1,000円ですけれども、借用利率が予定より低かったことにより減額するものです。

続きまして、第7号議案をお願いいたします。第1条の既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,174万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ15億1,947万4,000円とするものでございます。議案3ページをお願いいたします。次に、第2条の地方債の補正ですが、流域関連公共下水道事業債を900万円減額し、2億7,980万円とし、資本費平準化債を60万円減額し、2億680万円とするものです。以上、補正予算の説明を終わらせていただきます。

○議長（原田）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。西田議員。

○5番（西田）5番、西田です。先ほどの一般会計の補正と同じように、資料4ページの町債繰上償還に関して、財政の健全化を進めるためにも当然特会の方の健全化を図っていかないといけないと、一般質問等でやってきましたが、今回元金の繰上償還ができております。基本的にこの元金が今回どれだけ繰上償還できているのか、それと本数、期間、それにかかわる利息分ですね、どれだけの利息の効果があつたか、まずそれをお願いいたします。

○議長（原田）財政課長。

○財政課長（臼井）今回公共下水道事業特別会計で繰上償還を行うものはすべて公的資金の補償金免除の繰上償還でございまして、財政融資資金の7%以上分6件、公営企業金融公庫資金の6.8%以上6件、合計12件の繰上償還を実施することとしております。それから、これに伴います今後の利子削減額総額につきましては794万1,879円でございます。それと、先ほどの12件の償還年度でございますが、12件のうち21年度までのものが1件、22年度までのものが1件、23年度までのものが3件、24年度までのものが3件、25年度が2件、26年度が2件、合計12件になっております。

○議長（原田）西田議員。

○5番（西田）これも同じなんです、利息分で794万ですか、効果が実際あるわけですね。それは当然うちの負債を減額するので、効果が出ておるわけですが、単年度、要す

るに来年度においての返済計画に基づいて、来年度どれだけ身軽になったか、その点をお伺いします。

○議長（原田）財政課長。

○財政課長（臼井）この12件の来年度の元利の償還額は797万9,458円でございます。

○議長（原田）西田議員。

○5番（西田）要するに来年度、キャッシュフローに関しての軽減が約800万近くある。

それだけ下水道会計においてもかなり融通がきくようなことは、きくかどうかはようわかりませんが、そういう状況になってきているというふうに理解されると思うんです。一番最後の問題なんです、要するに下水道の今、平成18年度末での借入金の残、それと、今回繰入れることによって19年度においてはどれだけ残になっているか。これは当然健全化に伴って公債費比率等に当然かかわる問題ですので、これが改善できれば、少しずつでも進めていく必要を感じるんですが、その残がどれだけになっているか、お伺いいたします。

○議長（原田）下水道課長。

○下水道課長（野間）18年度の残でございますが、98億8,415万2,000円でございます、19年度で99億562万1,000円でございます。

○議長（原田）ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原田）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原田）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより第7号議案について採決を行います。お諮りいたします。

第7号議案については、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原田）異議なしと認めます。よって、第7号議案は原案のとおりこれを決します。

~~~~~○~~~~~

○議長（原田）日程第13、第8号議案、平成19年度海田町国民健康保険特別会計補正予算についてを議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（山岡）第8号議案、平成19年度海田町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について。平成19年度海田町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、退職被保険

者等療養給付事業費の増額などの予算措置を行うため、歳入歳出それぞれ8,454万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ30億2,113万6,000円とするものでございます。内容につきましては担当者から説明させます。

○議長（原田）住民課長。

○住民課長（飯田）それでは、第8号議案、平成19年度海田町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてご説明いたします。歳入歳出の補正につきましては、資料6の「平成19年度補正予算説明書」によりご説明いたします。まず、歳出予算からご説明いたしますので、4ページをお願いいたします。1款の総務管理費の一般管理費154万円の増額は、医療制度改革に伴うシステム改修費でございます。2款の療養諸費の退職被保険者等療養給付費の負担金補助及び交付金7,900万9,000円は、高額な治療の必要な退職者が増えたことなどに伴い、増額するものでございます。次に、一般被保険者療養費の負担金補助及び交付金60万7,000円は、はり・きゅうや補装具等に係る療養費が当初見込みより増加し、予算に不足が生じるため、増額するものでございます。次に、高額療養諸費の一般被保険者高額療養費の負担金補助及び交付金249万8,000円は、高額療養費が当初見込みより増加し、予算に不足が生じたため、増額するものでございます。5ページの6款の保健事業費の保健衛生普及費の事業費41万1,000円と役務費45万5,000円は、医療制度改革に伴う特定健康診査等実施準備のために、パンフレットに25万8,000円、案内封筒などに15万3,000円、また、健診案内の郵送料として45万5,000円を増額するものでございます。7款の積立金2万8,000円は、国民健康保険基金の利子を積み立てるものでございます。

続きまして、歳入予算についてご説明いたします。1ページをお願いいたします。3款の国庫負担金の療養給付費等負担金の現年度分5,274万9,000円は、負担金の額の決定に伴い、減額するものでございます。また、国庫補助金の財政調整交付金の特別調整交付金254万6,000円は、国の医療制度改正に伴うシステム改修等及び特定健康診査等実施の事前通知に必要とする費用として増額するものでございます。4款の療養給付費等交付金の現年度分6,578万4,000円は、退職者等の医療費が当初の見込みを上回り、社会保険診療報酬支払基金からの交付金を増額するものでございます。また、過年度分3,566万円は、平成18年度実績報告に基づく追加交付でございます。5款の県補助金の財政調整交付金1,500万8,000円は、普通調整交付金717万3,000円は交付の額が決定したことに伴い減額し、特別調整交付金2,218万1,000円は30万円以上の医療の相互扶助の保険財政

共同安定化事業の歳入の交付金が歳出の拠出金を下回ったため支援を受けるものでございます。2ページをお願いいたします。6款の共同事業交付金の高額医療費共同事業交付金502万6,000円は、交付の額が確定したことに伴い、増額するものでございます。また、保険財政共同安定化事業交付金3,383万3,000円は、交付見込み額が当初の見込みを下回るため、減額するものでございます。7款の財産運用収入の利子及び配当金2万8,000円は、国民健康保険基金の利子を増額するものでございます。8款の基金繰入金3,043万3,000円は、退職者の療養給付費に不足が生じるため、基金から繰入れるものでございます。9款の繰越金の1,518万4,000円は、前年度の繰越金を増額するためのものでございます。10款の諸収入の一般被保険者第三者納付金38万3,000円は5名分の第三者加害による交通事故として、退職被保険者等第三者納付金88万1,000円は2名分の第三者加害による交通事故として、損害賠償金を増額するものでございます。また、一般被保険者返納金17万7,000円は25名分の被保険者が資格喪失後に被保険者証を使用したことによる医療費の返還金として、退職被保険者等返納金2万円につきましても同じく2名分の返還金として、増額するものでございます。

次に、議案についてご説明いたします。それでは、第8号議案をお願いいたします。既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ8,454万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ30億2,113万6,000円とするものでございます。以上で補正予算の説明を終らせていただきます。

○議長（原田）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。西山議員。

○9番（西山）9番、西山です。4ページの保険給付費2の退職被保険者等療養給付費なんですけれども、当初予算額から1割近く増額の医療費の給付をしないといけないということなんです。国民健康保険税の中で退職被保険者と一般被保険者の割合は何対何で、今回この1割近く増額にしなければならなかった要因、人数といいますか、当初に考えられなかった要因ですね、具体的に説明いただければ。

○議長（原田）住民課長。

○住民課長（飯田）今、国保に加入されている方は約9,100名いらっしゃいます。そのうち2,600名余りが退職者の方になります。ですから、残りが6,500ぐらいということになります。それで、退職者の医療費につきまして額が大きくなった理由でございますけれども、補正予算におきましてまず行う場合が、前年度の予算の伸びを想定いたしまして

19年度の予算を組んでまいります。その中で退職者の方の医療費が大幅に伸びた理由といたしましては、レセプト件数で言いますと、レセプトの件数がかなりの割合で増えたということと、それと、先ほど説明いたしましたように、100万円以上の高額な治療を必要とする方が今、平均で6名いらっしゃいます。大きな額で言いますと、約700万円ぐらいの治療費が1カ月にかかる方も出てまいります。そういうことがございまして医療費が大幅に伸びたものでございます。

○議長（原田）ほかに質疑はございませんか。三宅議員。

○3番（三宅）資料6の2ページなんですけれども、歳入の共同事業交付金のところで、共同事業交付金は18年度当初予算と比べると2億1,629万、910.2%の増額で、理由は、30万以上の医療に対して県内で相互扶助を行うために財政共同安定化事業を新設されたということで、それで、額面が極端に共同事業交付金は増えたわけなんですけれども、それで、減額ということで3,383万円と。一応新設された事業でやりくりがうまくいったということが言えるわけですか。その辺を。

○議長（原田）住民課長。

○住民課長（飯田）保険財政の共同安定化事業につきましては、歳出の方では拠出金として県を窓口にして相互扶助の立場で拠出しております。それで、30万円以上の医療費の使った割合に応じて各県内の市町村で歳入として交付金で返ってまいります。今回歳入の方が少なくなったということは、30万以上の医療費を使ったものが海田町では少なかったということで、交付金としては出した金額よりも少なく入ってきたということでございます。

○議長（原田）ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原田）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原田）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより第8号議案について採決いたします。お諮りいたします。

第8号議案については、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原田）異議なしと認めます。よって、第8号議案は原案のとおりこれを決します。

~~~~~○~~~~~

○議長（原田） 日程第14、第9号議案、平成19年度海田町老人保健特別会計補正予算についてを議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（山岡） 第9号議案、平成19年度海田町老人保健特別会計補正予算（第3号）について。平成19年度海田町老人保健特別会計補正予算（第3号）は、医療給付事業費の増額の予算措置を行うため、歳入歳出それぞれ2,601万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ23億5,455万8,000円とするものでございます。内容につきましては担当者から説明させます。

○議長（原田） 高齢福祉課長。

○高齢福祉課長（加藤） それでは、第9号議案、平成19年度海田町老人保健特別会計補正予算（第3号）についてご説明いたします。資料7の「補正予算説明書」をお願いいたします。3ページの歳出予算からご説明いたします。医療諸費の医療費給付費の扶助費2,601万7,000円は、入院等に係る給付費が当初の見込みを上回ったことにより予算の不足を生じたので、増額するものでございます。

次に、1ページに戻りまして、歳入についてご説明いたします。歳入につきましては、歳出で説明いたしました医療給付費の増に伴い、法定負担金を増額するもので、支払基金交付金の医療費交付金が2,376万3,000円の増額、国庫支出金の国庫負担金の医療費負担金が71万4,000円の増額、県支出金の県負担金の医療費負担金が17万9,000円の増額、繰入金の一般会計繰入金が17万9,000円増額するものでございます。次に、2ページになります。諸収入の第三者納付金が第三者加害による交通事故1名の損害賠償金として118万2,000円を増額するものでございます。

それでは、第9号議案をお願いいたします。既定の歳入歳出予算それぞれ2,601万7,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を23億5,455万8,000円とするものでございます。以上で説明を終わります。

○議長（原田） 以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。三宅議員。

○3番（三宅） 3番、三宅です。全般的なことを。これで老人保健の方が終了ということで、それで、いろいろ予算の中にも出てきておりまして、これから20年度は後期高齢者への制度変更がなされるわけですけれども、3月の時点でもう時間がないわけですけれども、混乱のないように準備が進んでおりますでしょうか。

○議長（原田） 高齢福祉課長。

○高齢福祉課長（加藤）後期高齢者医療制度につきましては、後期広域連合ほか23市町構成団体ともに協力して、順調に進み、4月1日から制度開始が予定どおり始まる予定でございます。

○議長（原田）ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原田）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原田）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより第9号議案について採決いたします。お諮りいたします。

第9号議案については、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原田）異議なしと認めます。よって、第9号議案は原案のとおりこれを決します。

~~~~~○~~~~~

○議長（原田）日程第15、第10号議案、平成19年度海田町介護保険特別会計補正予算についてを議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（山岡）第10号議案、平成19年度海田町介護保険特別会計補正予算（第4号）について。平成19年度海田町介護保険特別会計補正予算（第4号）は、保険事業勘定については、介護保険システム改修委託料の増額などの予算措置を行うため、歳入歳出それぞれ309万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ13億1,141万8,000円とし、介護サービス事業勘定については、介護予防支援事業費の減額などの予算措置を行うため、歳入歳出それぞれ110万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,186万1,000円とするものでございます。内容につきましては担当者から説明させます。

○議長（原田）高齢福祉課長。

○高齢福祉課長（加藤）それでは、第10号議案、平成19年度海田町介護保険特別会計補正予算（第4号）についてご説明いたします。資料8の「補正予算説明書」をお願いいたします。それでは、2ページの保険事業勘定歳出予算からご説明いたします。まず、総務費の総務管理費の一般管理費の委託料306万4,000円の増額は、老人保健施設の介護報酬改定に伴うシステム改修費でございます。次に、基金積立金の介護給付費準備基金積立金2万6,000円の増額は、定期預金満期による利子収入によるものでございます。

次に、1ページに戻りまして、歳入についてご説明いたします。国庫支出金の国庫補

助金の事業費補助金55万9,000円は、歳出でご説明しました介護報酬改定システムの改修、及び町が任意で実施する20年度介護保険料を激変緩和措置継続として19年度の保険料と同額に据え置くためのシステム改修に伴う増額でございます。次に、財産収入の利子及び配当金2万6,000円の増額は、定期預金満期による利子収入でございます。次に、繰入金の一般会計繰入金の事務費等繰入金250万5,000円は、歳出でご説明しましたシステム改修に伴う増額でございます。

次に、4ページの介護サービス事業勘定歳出予算についてご説明いたします。事業費の地域支援事業費の介護予防支援事業費の給料及び職員諸手当合計で19万3,000円の増額は、年間額の積算に誤りがあり、不足を生じたためでございます。次の委託料130万円の減額は、介護サービス事務所に委託するケアプラン件数が見込みを下回ったためでございます。

次に、3ページに戻りまして、歳入についてご説明いたします。繰入金の一般会計繰入金のその他一般会計繰入金110万7,000円の減額は、歳出でご説明いたしました人件費の増額及び委託料の減額に伴うものでございます。

それでは、10号議案をお願いいたします。保険事業勘定の既定の歳入歳出予算総額にそれぞれ309万円を増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ13億1,141万8,000円とし、介護サービス事業勘定につきましては、既定の歳入歳出予算総額からそれぞれ110万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1,186万1,000円とするものでございます。以上で説明を終わります。

○議長（原田）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。三宅議員。

○3番（三宅）3番、三宅です。介護保険の特別会計の中に、19年度から指定介護予防支援事業場を設置し、介護予防のケアマネジメントを実施するために介護サービス事業勘定を設けたということで、この介護サービス、いいと思うんですけども、1年間の評判といたしますか、実施して感じはどうだったでしょうか。予防勘定を新しく設けて。

○議長（原田）保健センター所長。

○保健センター所長（岡田）このケアプランの作成につきましては、指定介護予防事業所と地域包括がやっております2カ所で順調にケアプランを立ててサービスの提供をしているところでございます。

○議長（原田）ほかに質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(原田) 質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。討論があれば許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(原田) 討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより第10号議案について採決いたします。お諮りいたします。

第10号議案については、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(原田) 異議なしと認めます。よって、第10号議案は原案のとおりこれを決します。

暫時休憩をいたします。再開は14時15分といたします。

~~~~~○~~~~~

午後2時00分 休憩

午後2時15分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長(原田) 休憩前に引続き本会議を再開いたします。

日程第16、施政方針について町長より申し出がありますので、これを許します。町長。

○町長(山岡) 本議会に提案しております平成20年度一般会計及び特別会計の各予算をはじめ、関係諸議案の審議をお願いするに当たり、私の所信の一端と予算編成の基本的事項を申し述べ、議員各位並びに町民の皆様のご理解を得たいと存じます。

昨年11月に町長に再選され、引続き2期目の町政を預からせていただくことになりました。私の町政の取り組みに対する議員の皆様をはじめ町民の方々のご理解とご協力をいただいたたまものであり、ここに厚くお礼申し上げます。さて、大変厳しい財政状況の中ではございますが、「子育てしやすい 誇れる我がまち・海田づくり」の実現に向けて、長年の懸案である海田市駅南口のまちづくりや庁舎移転など大きな課題に取り組んでまいりますので、よろしく願いいたします。

次に、本町を取り巻く諸情勢について申し上げます。まず、経済情勢でございますが、平成19年度の我が国の経済は、企業部門の底がたさが持続し、景気回復が続くと見込まれるものの、住宅建設が減少していることなどから、回復の足取りが緩やかになると見込まれております。また、国の地方財政対策につきましては、平成20年度においては、地方税収入や地方交付税の原資となる国税収入の伸びが鈍化する中で、社会保障関係経費の自然増や公債費が高い水準で維持されることなどにより、依然として大幅な財源不

足が生じるものと見込まれております。このため、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針」に沿って、国の歳出予算と歩を一にして地方歳出を見直すこととし、給与関係経費や地方単独事業の抑制を図り、これらを通じて地方財政計画の規模の抑制に努めることとされております。その一方、喫緊の課題である地方再生に向けた自主的・主体的な地域活性化施策の充実等に対処するため、安定的な財政運営に必要な地方交付税及び一般財源の総額を確保することを基本として地方財政対策を講じることとされております。

このような状況のもと、本町の税収につきましては、法人町民税については、企業の業績回復を反映して一定の伸びが見込めるものの、個人住民税につきましては、個人所得の伸びが税収に反映されていないのが実情でございます。また、固定資産税については、土地価格の下落傾向がおさまったことやマンション等の住宅建設により若干の伸びを見込んでおります。

行財政運営につきましては、昨年11月に見直しを行った平成20年度から24年度の5年間の計画期間とする「海田町行政改革実施計画」及び「海田町財政健全化計画」に基づき、投資的経費の縮減や町債の繰上償還などさらなる行財政改革に取り組んでいくことにより、多様化する住民ニーズへの対応に必要な財源の確保に努めるとともに、身の丈に合った簡素で効率的かつ持続可能な運営を図ってまいります。

次に、平成20年度予算編成についてでございますが、限られた財源の中で、新たにJR海田市駅バリアフリー化の推進や、子育て関連事業、健康増進事業の充実など、第3次総合基本計画の実施計画に掲げられた事業の実施を重点に取り組みました。

主な事業につきまして、総合基本計画に示された施策の方向に沿ってご説明いたします。

第1点目は、「一人ひとりが輝くまちづくり」の推進でございます。

「生涯学習の推進」につきましては、“魅力あるまち”海田で生涯にわたって主体的に学習活動ができ、豊かな心をはぐくんでいけるよう、スポーツ活動、文化活動、ボランティア活動などの支援に努めてまいります。芸術・文化活動の振興につきましては、高い文化・芸術に触れる機会として「クラシックコンサート」を引続き実施してまいります。公民館や図書館が生涯学習の拠点としての機能を果たすため、多様な学習ニーズに対応した講座の開設、資料等の整備をしてまいります。また、老朽化した図書館システムを更新し、インターネットから図書検索ができるなど、利用者の利便性を考慮した

高い図書館サービスの提供をするとともに、業務の効率化を図ってまいります。

「学校教育の充実」につきましては、「知・徳・体」の基礎・基本の徹底を目標に掲げ、小・中連携による特色ある学校づくりを推進し、基礎学力の定着に根ざした「確かな学力」の向上を図ってまいります。また、豊かな心で人間らしく生きるための道德教育、生徒指導の充実に努め、新しい時代をたくましく生き抜く子どもの育成を目指してまいります。小学校1、2年生を対象に、30人を超える学級について、平成18年度から町独自で非常勤講師を配置し、複数教員による少人数指導を実施しております。平成20年度からは、3年生も対象に少人数指導を実施してまいります。また、小学校2年生から6年生を対象とした学力検査を引続き実施し、教育指導の改善や学習の充実に取り組んでまいります。学校図書整備につきましては、児童・生徒の読解力の向上と豊かな感性をはぐくむため、バランスのとれた図書資料の充実を図ってまいります。学習指導要領が改訂され、平成23年度から小学校5、6年生に外国語活動が導入されることになっております。このため、海田西小学校が、英語活動等国際理解活動についての指導方法等の確立を図るための実践研究校として、広島県の指定を受ける予定でございます。また、小・中学校の国際理解教育を推進するための英語指導助手の活用につきましては、英語に対する興味・関心を高めるとともに英語のコミュニケーション能力の向上を図るため、引続き実施してまいります。不登校やいじめの問題について、児童・生徒、保護者に対する相談・指導体制の充実を図るため、子どもと親の相談員をすべての小学校に、引続き配置いたします。また、児童・生徒の学習機会の確保と学校の生徒指導を支援するため、引続き適応指導教室の活用と青少年指導員の配置を行ってまいります。次に、教員の「IT」の活用環境の整備につきましては、「IT新改革戦略」に基づき、学校業務の処理における効果的な活用と学校業務の情報化を促進するため、すべての教員にパソコンを配備いたします。学校施設の整備につきましては、海田東小学校及び海田西小学校の校舎外壁改修、海田南小学校運動場の改修など、各小・中学校の施設改善を行ってまいります。児童・生徒の安全対策につきましては、学校では通学路の安全マップづくりや防犯教室などを活用して危機察知能力や危険回避能力を養ってまいります。また、保護者に対しては不審者情報を緊急メールで提供してまいります。登下校の時間帯での巡回パトロールや子どもの見守りにつきましては、町職員による巡回パトロールを継続するとともに、地域の方々や学校安全ボランティアなどの協力を得て安全確保に努めてまいります。

「明るく元気な青少年の育成」につきましては、子どもたちの豊かな成長に欠かせない、地域の人や自然と触れ合う様々な体験の機会が乏しくなっております。このため、青少年の育成事業として「子ども会球技交歓会」や、新たに「子どもまちあそびクラブ」など、スポーツ・レクリエーション活動や文化活動を通して、多種多様な体験ができる機会の充実を図り、主体的な活動ができるようなプログラムを提供してまいります。児童クラブにつきましては、入所希望が多いにもかかわらず、十分な受け入れができていなかった海田東小学校区について、町民センターを活用することにより、定員を40名から60名に増員し、受け入れ体制の拡充を図ることにしております。引続き、下校後に保護者等が家庭にいない小学校低学年の児童を対象に、基本的な生活習慣、道徳性、社会性の育成に努めてまいります。

「地域文化の継承と創造」につきましては、ふるさと館において「むかしの暮らし展」や「海田のスポーツの足跡展」などの企画展示を行ってまいります。

「スポーツ・レクリエーション活動の振興」につきましては、住民が生涯にわたって楽しみながら気軽にスポーツ・レクリエーション活動ができるよう、ウォークラリーやグラウンドゴルフ等の活動機会の充実を図ってまいります。学校開放事業につきましては、平成20年度から小学校の屋内・屋外運動場を、土曜日の午前7時から午後1時まで、新たに開放してまいります。また、町内のスポーツ団体の育成や活動の支援を引続き行います。

「国際交流の推進」につきましては、現在、本町には約1,300人の外国人の方がお住まいで、人口比率では、県内の市町で最も外国人の占める割合が高くなっております。また、昨年7月に広島国際学院大学が南米出身の外国人を対象に実施したアンケート調査によると、相談員がいなくて困っているとの意見が目立っております。さらに、広島県が外国人の日常の生活相談については将来的に市町で対応することを予定していることから、平成20年度から再度、日系人労働者生活相談員を配置してまいります。外国語生活ガイドブックにつきましては、改訂版の作成に当たり、近年増加している中国人に対応するため、これまでのポルトガル語・英語訳に、新たに中国語訳を加え、外国人の方々が生活する上で必要な情報の提供を行ってまいります。

「男女共同参画社会の形成」につきましては、平成19年度に策定いたしました「海田町男女共同参画基本計画」に基づき、性別に関係なく、互いの人権が尊重される社会の実現を目指し、関心と理解を深めるよう、引続き啓発するとともに町の各種審議会等の

委員への女性の登用にも努めてまいりたいと思います。

「人権教育・啓発の促進」につきましては、すべての人々が互いに人権を尊重し、ともに生きる社会の実現を目指すため、人権啓発講演会をはじめ、花の栽培を通じて命の大切さを考える人権の花運動、啓発映画の上映等を行い、人権侵害のない明るいまちづくりに取り組んでまいります。

第2点目は、「健康で安心して暮らせるまちづくり」の推進でございます。

「安心して暮らせる高齢社会の形成」につきましては、高齢者の方々がいつまでもお元気で生き生きと生活ができるよう、認知症予防対策事業など、健康づくり事業の推進に取り組んでまいります。また、平成21年度を初年度とした「高齢者保健福祉計画及び第4期介護保険事業計画」の策定につきましては、国で行われております介護保険制度等の改正状況を注視するとともに、適正なサービス量等を的確に把握し、見直しを行ってまいります。団塊の世代が高齢期を迎える中、高齢者の方々がその豊かな知識と経験を生かし、社会参加と地域貢献をすることで、生きがいのある健康で豊かな生活を送っていただくために、就労サポートと生きがい対策の拠点となるシルバー人材センターや老人クラブに対して引続き支援を行ってまいります。

「子育て環境と児童福祉の充実」につきましては、核家族化が進む中、子どもを持つ家庭の育児不安の解消を図るため、子育て支援センターを中心に子育て相談、親子教室、食育講座等を行いながら乳幼児家庭の支援に努めております。平成20年度からは、現行の海田児童館、ひまわりプラザに加えて、町民センターにおいても子育て支援センター機能を持たせることといたしました。子育て環境の充実を図ることにより、子育ての拠点として子育て相談、子育てサークルの育成事業等を行い、親子で気軽に集うことができる場づくりに積極的に取り組んでまいります。保育運営事業につきましては、平成20年度から畝保育所においても延長保育を実施いたします。また、つくも保育所のみで行ってございました一時保育を新たに龍洞保育園においても実施することにしており、保護者の多様な保育ニーズに対応できるよう取り組んでまいります。その他、引続き、未就園児に対する園庭開放や妊婦に対する保育体験を行い、地域に密着した保育所運営を目指してまいります。母子保健事業につきましては、4カ月までの赤ちゃんの全戸訪問を目指す「こんにちは赤ちゃん事業」を推進し、母子保健指導と子育て支援に関する情報提供を行ってまいります。また、母子手帳発行時に「お父さん手帳」をあわせて配布し、父親の育児参加を促すとともに子育てに関する知識の普及を図り、育児不安の解消や虐

待の未然防止に努めてまいります。妊娠一般健康診査につきましては、妊娠期の定期的な健康管理を進めるため、引続き妊婦一般健康診査受診票を交付し、妊娠・出産に係る経済的負担の軽減を図ってまいります。また、新たに妊婦歯科健康診査を実施するなど、妊娠期からの健康づくりを推進してまいります。保険診療以外の不妊治療を受けた夫婦に対し、経済的負担の軽減を図るための「不妊治療費助成制度」を引続き行い、費用の一部を助成してまいります。発達障害児の早期発見と母親の育児不安軽減のため、心理士の相談にあわせ、新たに専門医師の相談事業を実施し、子どもの健やかな成長を支援してまいります。食育につきましては、健全な食生活の推進を図るため、その重要性について広報等を通じて周知してまいります。

「健康づくりの推進」につきましては、今般の医療制度改革において、生活習慣改善に向けた普及啓発を積極的に進めることなど、疾病の予防が柱の1つとされております。このため、健康づくり事業のさらなる充実を図り、特定保健指導対象者へ食生活や運動に関する保健指導を実施し、メタボリックシンドロームの該当者及び予備軍の減少を目指してまいります。健康増進事業として、平成20年度から毎月第3日曜日を「健康づくりの日」と定め、瀬野川河川敷等を活用したウォーキング事業を展開してまいります。また、福祉センターのプールを利用した水中健康教室や団塊の世代応援講座、元気づくり応援隊講座などを実施し、元気づくりの輪を拡げる取り組みを行ってまいります。がん検診につきましては、受診率向上を目指して、新たに土曜日・日曜日を加えた9日間実施し、疾病の早期発見・早期治療に努めてまいります。特定健康診査対象者以外の18歳から39歳までの方の健康診査も町独自で引続き実施し、若いときからの健康づくりの支援をしてまいります。さらに、歯科保健につきましては、乳幼児期における歯科検診や歯科保健指導を引続き実施するとともに、新たに歯周疾患予防として40歳、50歳、60歳、70歳の節目の方に歯周疾患検診を実施し、口腔衛生の向上に努めてまいります。平成19年度に流行した麻疹につきましては、国が「麻疹に関する特定感染症予防指針」を示し、新たに5年の経過措置として、中学校1年生と高校3年生を対象に麻疹の予防接種が実施されますので、制度の周知を図り、接種率の向上に努めてまいります。

「地域福祉の推進」につきましては、引続き社会福祉協議会、民生委員等と連携し、福祉活動の充実を図り、地域に密着した、人々に優しい思いやりのあるまちづくりの推進に努めてまいります。障害者福祉につきましては、平成19年3月に策定した障害福祉計画の計画期間が満了することに伴い、第2期障害福祉計画の策定に取り組みます。策

定に当たりましては、第1期の実績を踏まえて、今後必要とされるサービス量を的確にとらえ、障害者の方々が地域で日常生活や社会生活ができるような給付サービスの確保に取り組んでまいります。また、視覚障害者に対する情報バリアフリー促進のため、役場と図書館に視覚障害者用の拡大読書器を配備いたします。これにより、視覚障害者の方々のプライバシーの保護や、点字図書に頼らない読書の機会の提供に寄与することができるものと考えております。精神保健事業につきましては、引続き通院医療費助成を行い、精神障害者の方々が安心して治療を受け、安定した生活ができるよう、経済的負担の軽減を図ってまいります。また、心の健康づくり事業として、精神保健福祉相談・健康教育を実施し、住民の精神疾患の予防、早期発見に努めてまいります。また、福祉事務所の体制の整備につきましては、平成21年度からの権限移譲を踏まえ、円滑に事務が遂行できるように、平成20年度から準備を進めてまいります。

第3点目は、「安全で快適なうるおいのあるまちづくり」の推進でございます。

「災害に強いまちづくり」につきましては、平成19年度に整備いたしました広島県総合行政通信網を活用し、迅速かつ確実な情報の収集及び伝達を行い、防災体制の充実・強化に努めてまいります。住民の皆様へ避難場所を周知するため、拠点避難場所の看板を引続き設置いたします。また、町防災訓練や地域の防災訓練での啓発資料である「防災マップ」を増刷いたします。日ごろからの備え、心構えや、急傾斜地などの危険箇所を表示しておりますので、防災意識の啓発に役立つものと考えております。消防事務につきましては、平成19年度から広島市に委託したことにより、広域消防としての機能が充実し、消防力が向上いたしました。引続き町民の生命、財産を守るため、広島市と一体となって消防力の充実に努めてまいります。冠水対策といたしまして、窪町地区、昭和町地区の浚渫を行ってまいります。

「暮らしの安全と安心の確保」につきましては、多発する犯罪から住民を守り、犯罪の起こりにくい環境づくりを進めてまいります。防犯対策につきましては、平成15年度から実施しております「夜間防犯パトロール事業」が犯罪の抑制に一定の成果があったことから、引続き実施し、犯罪の防止に努めてまいります。あわせて、自治会や防犯組合など、各種団体の皆様が自主的に行われるボランティア活動につきましても引続き支援してまいります。交通安全対策につきましては、引続き、地域ぐるみの交通安全運動を進めていくため、海田町交通安全協会の取り組みを支援するとともに、施設の整備を進めてまいります。消費生活相談事業につきましては、平成20年度から消費生活相談員

を配置し、振り込め詐欺や還付金詐欺、催眠商法などの悪質商法の相談業務を行ってまいります。これにより相談業務の幅が広がり、悪質商法の被害の未然防止につながると考えております。

「快適な環境の整備」についてでございますが、海田総合公園につきましては、第2期整備事業として引続きキャンプ場周辺の用地買収を進めてまいります。その他の公園につきましては、都市計画公園である三迫公園の借地契約期間の満了に伴う敷地返還に関して、今後も公園として存続させる土地の用地買収を進めてまいります。また、敷地の返還に伴い減少する公園面積分につきましては、三迫3丁目地区において新たな公園を設置する方針としており、これらに伴う都市計画決定の変更等の手続きを順次行ってまいります。

第4点目は、「環境にやさしいまちづくり」の推進でございます。

「環境に優しい社会の実現」につきましては、地域ぐるみで環境に優しい取り組みがされるよう、引続き啓発してまいります。地球温暖化防止対策の一環として、平成20年度から海田東小学校及び海田東公民館で緑のカーテン事業を実施してまいります。地域での環境問題への取り組みにつきましては、個々の足元からきれいにしようという行動・実践が大切であることから、美しいまちをつくるのは住民一人ひとりであることを再認識していただくために「美しいまちづくり条例」の啓発に努めてまいります。

「廃棄物処理対策の推進」につきましては、ごみの減量化、資源化の重要性を町民の皆様にご理解いただき、分別の徹底を図り、排出抑制に努めてまいります。また、「一般廃棄物処理基本計画」の見直しを行い、今後のごみ処理の方針を定めてまいります。大型ごみ等の不法投棄の防止につきましては、引続き町内パトロールによる監視を行ってまいります。また、住民の皆様には、再資源化の重要性を十分認識していただくよう啓発を行い、不法投棄の防止に努めてまいります。

第5点目は、「にぎわいと交流の基盤を備えたまちづくり」の推進でございます。

「多彩な拠点・ゾーンの形成と連携」についてでございますが、JR海田市駅バリアフリー推進事業につきましては、JR西日本との協議が整い、事業施行者であるJRがエレベーター等の設置を行います。なお、工事期間は平成20年度から2カ年で、平成20年度は呉線ホームのバリアフリー化を予定しております。また、町といたしましても、バリアフリー新法に基づいて、JRに対して補助金として事業費の一部を補助いたします。海田市駅南口土地区画整理事業につきましては、引続き地元の方々と協議を行い、

事業区域を縮小するための都市計画及び事業計画変更の手続きを進めてまいります。また、西地区につきましては、関係権利者地区計画等の話し合いを進め、できる限り早期に計画変更に向けた取り組みを行ってまいります。

「道路交通体系の整備」についてでございますが、都市計画道路新開蟹原線につきましては、大立町から県道矢野海田線までの区間につきまして、用地買収のおくれから、事業期間の延長に係る変更手続きを行いました。今後といたしましては、平成21年度の供用開始を目標に平成20年度も引続き用地買収を進めてまいります。用地買収が完了した区間につきましては、先行して道路改良工事を行い、暫定供用を目指してまいります。都市計画道路中店小学校線につきましても、引続き用地買収を進めてまいります。連続立体交差事業につきましては、平成34年度の整備完了を目指して、平成20年度につきましても引続き用地買収を進めることとしております。また、早期に事業効果が発揮されるよう町が要望しております海田市駅北側道路の暫定改良工事につきましては、県において平成20年度から工事着工予定としており、周辺の交通アクセスや安全性が改善されるものと期待しております。平成20年度も、関係自治体と連携を図りながら事業の促進を図ってまいります。生活道路の整備につきましては、通行車両の安全性と円滑な通行を確保するための整備を進めてまいります。三迫地区の生活幹線道路である町道6号線バイパス、町道6号線2工区、三迫2丁目地内道路整備事業を進めてまいります。歩道整備につきましては、歩行者や自転車の安全と自動車交通の円滑化を図るため、蟹原浄水場横の町道162号線歩道新設事業を実施してまいります。また、安全対策として、歩行者、自転車などが安心して通行できるよう、あんしん歩行エリア外も含め、整備を引続き進めてまいります。道路の維持・管理につきましては、広島県の事務移譲に伴い、6月1日から町域内の県道の維持・管理を町で実施してまいります。また、引続き「道路里親制度」による清掃美化や緑化作業を行うボランティア団体を募集して、活動を支援してまいります。橋梁の維持・管理につきましては、橋梁の長寿命化を検討していく上で必要な基礎調査及び定期点検を実施してまいります。海田市駅周辺の駐輪対策につきましては、JR利用者の利便性の向上を図るとともに、駅周辺の公共の場所における自転車やバイクの放置を防止することによって、道路交通の円滑化及び良好な生活環境を保つために、引続き自転車等駐車を運営してまいります。町内循環バスにつきましては、町内の公共施設利用者の利便性の向上等を図ることを目的として、引続き運行を継続してまいります。

「情報通信基盤と機能の強化」につきましては、これまで役場の窓口へ出向いて行っておりました簡易な各種申請・届け出などの手続きが、自宅や会社のインターネットに接続されているパソコンなどから行うことができる「電子申請システム」を構築し、平成21年度から運用を開始する予定でございます。これにより、住民の利便性の向上と窓口業務の効率化を図ってまいります。電子入札等システムの導入につきましては、平成20年度から県内の地方公共団体等が共同で運営するシステムに参加することとし、11月から受け付けを開始する予定の平成21年度及び22年度入札参加資格申請から活用できるよう、システムの構築を行ってまいります。さらに、平成21年度をめどに電子入札の実施を含めた入札制度の見直しについても取り組んでまいります。戸籍事務につきましては、平成20年度からの電算化により、戸籍の作成や証明書の発行が正確で迅速にできることなどから、町民の利便性の向上につながるものと考えております。

第6点目は、「活力ある地域経済をはぐくむまちづくり」でございます。

「農林水産業の振興」についてでございますが、農業振興につきましては、平成20年度から農業委員会を廃止いたしますので、新たに農業生産区を設置し、生産区ごとに区長を選任して農家との連絡調整に努めてまいります。また、イノシシによる農作物の被害が懸念されますので、引続きその駆除に対して支援してまいります。林業振興につきましては、森林を健全な森林として維持・管理し、次世代に引き継いでいくため、平成19年度から導入されました「ひろしまの森づくり事業交付金」を活用し、引続き本町の山林が荒廃しないよう適切に維持・管理してまいります。水産業振興につきましては、引続き、ノロウイルス風評被害を受けた漁業者の支援に取り組んでまいります。

「工業・商業・サービス業の振興」につきましては、商工業者の経営の安定化と維持発展を図るため、海田町中小企業預託融資制度の活用促進を図ってまいります。町内商工業の総合的発展を図り、地域経済の活性化を推進するため、商工会が取り組む経営改善普及事業等に引続き支援をしてまいります。県内外に本町の魅力を幅広くPRするため、「ひろしまフードフェスティバル」に商工会と共同で出展いたします。

「勤労者の生活の安定と向上」につきましては、引続き中国労働金庫に対して預託を行い、住宅資金、教育資金、医療費等の低利融資制度の利用を促進して、勤労者福祉の増進に取り組んでまいります。

第7点目は、「参加と連携による地域ぐるみのまちづくり」でございます。

「住民参加のシステムづくり」につきましては、地方分権が進み、基礎的自治体であ

る市町村は、みずからの責任のもと、サービスの内容を吟味し、その地域ごとに真に必要なものを選択し、提供していく行政システムを構築する必要があります。そういった意味で、多くの自治体で、住民とともに考え、取り組んでいく「協働型システム」へ変換していく動きが起こっております。そこで、本町におきましては「協働型システム」の構築に向けての第1歩として「海田町まちづくり町民参画条例」を制定し、町民の行政への参画を推進してまいります。わかりやすい情報公開のもと、ワークショップやパブリックコメントなどにより町民からの視点を尊重しながら行政運営を行ってまいります。また、町長のぶらり訪問やタウンミーティングを継続して行い、住民の皆様の生の声を町政運営に反映してまいります。「海田町活性化委員会」につきましては、引続き町の重要なテーマについて委員の方々からご意見をお伺いし、今後の町政運営の参考にしてまいります。

「町税等の収納対策」につきましては、歳入確保とともに、住民の皆様の納税への不公平感を払拭するため、創意工夫を図りながら、引続き滞納整理の進行管理を綿密に行い、悪質な滞納事案については、インターネットオークションを活用した動産の公売も含め、滞納処分を積極的に進めてまいります。また、口座振替制度の推奨やコンビニ納付を積極的にPRし、納期内納付を推進するとともに、滞納の未然防止のための夜間納付相談窓口の開設や文書・電話催告等の効率的な収納対策を講じてまいります。

「公共下水道事業特別会計」につきましては、雨水整備及び汚水整備を引続き進めてまいります。雨水整備につきましては、蟹原地区の浸水解消を図るため、県道矢野海田線に瀬野川左岸排水区中雨水幹線を延伸してまいります。汚水整備につきましては、海田中央第3処理分区等の成本、石原、曾田、寺迫2丁目、稲葉、国信1丁目、畝1丁目・2丁目地区の幹線整備及び面整備を進めてまいります。これによりまして整備面積は約396ヘクタール、処理人口は約2万5,400人となり、全体面積の64.7%が整備され、人口普及率は86.6%になる予定でございます。また、「公的資金補償金免除繰上償還制度」を活用して、平成19年度に引続き、高利率の公的資金の繰上償還を実施することにより、将来的な公債費負担の軽減を図ります。

「国民健康保険特別会計」につきましては、厳しい運営状況でございますが、医療制度改革に適切に対応し、効率的かつ効果的な運営に努めてまいります。今後とも、安定した運営のため、口座振替やコンビニ収納の促進を図りながら、なお一層の保険税収納率向上に努め、財源を確保しつつ、医療費の適正化を図ってまいります。次に、保健事

業につきましては、生活習慣病予防を目的とした健康維持の向上を図るため、運動教室などの「健康づくり事業」を実施してまいります。平成20年4月からは医療制度改革に伴い、新たに75歳以上の方を対象とする独立した医療制度として、後期高齢者医療制度が創設されるとともに、40歳から74歳までの方を対象に生活習慣病予防を目的として、メタボリックシンドロームに着目した特定健康診査、特定保健指導の実施が義務づけられるなど、運営体制も大きく変わってまいります。このため、今後の運営等について、被保険者の皆様のご理解が得られるよう、適正な運営に努めてまいります。

「老人保健特別会計」につきましては、老人保健制度が平成20年4月から創設される後期高齢者医療制度へ移行され、廃止されることになっております。このため、平成20年3月までの医療費請求に対し、過誤請求の是正を図りながら、平成22年度まで継続してまいります。

「介護保険特別会計」につきましては、平成18年度策定の「第3期介護保険事業計画」に基づき、引続き介護保険制度の適正かつ円滑な運営を図ってまいります。平成20年度におきましても介護予防施策に重点を置き、一般高齢者を対象とした「水中健康教室」や「筋力向上トレーニング事業」を引続き実施してまいります。また、平成19年度から実施しております、思考力の活性化等による認知症予防を目的とする「いきいき健康マージャン広場事業」の拡充を図ってまいります。日常の生活動作能力の維持・向上を目指し、身体機能の保持及び柔軟性の強化を図るため、平成19年度に日の出公園に設置いたしました健康遊具を活用した「介護予防うんどう広場事業」も引続き実施し、介護予防のみでなく町民全体の健康増進を図ってまいります。

「後期高齢者医療特別会計」につきましては、平成20年4月1日施行の後期高齢者医療制度を運用するため、新たに特別会計を設置いたしました。この制度は、老人医療費が増大する中、現役世代と高齢者世代の負担を明確化し、公平でわかりやすい制度とするために、75歳以上の高齢者等を対象に、今まで加入していた医療保険から独立する新しい医療保険制度であり、広島県の全市町が構成団体となる広島県後期高齢者医療広域連合が運営主体となり、各市町と共同して事務を進めるものでございます。保険料額の決定や医療費の給付等は広域連合で行い、医療給付申請の受け付けや保険料の徴収などの事務を町で行ってまいります。

「水道事業会計」につきましては、水道の使命である、安全でおいしい水を安定的に供給するため、浄水設備を中心に水道施設の改良及び更新を推進してまいります。施設

整備の主なものとしたしましては、蟹原浄水場の緩速ろ過池と送水ポンプ操作盤の改良、国信浄水場の薬品注入設備の更新及び耐震管を採用した管網整備を行ってまいります。また、水道管路情報を一元管理し、施設計画や事故・災害時に迅速かつ効率的に対応することが可能な水道施設管理システムを構築してまいります。

以上、それぞれの会計における、その概要を説明いたしましたが、これらの諸施策、諸事業を推進するために、職員を督励し、効率的な行財政運営に努め、町政発展に邁進する所存でございますので、よろしくお願いいたします。

○議長（原田）以上で施政方針演説を終わります。

本日の議事日程は終了する見込みがございませんので、本日はこれにて延会といたします。なお、明日も午前9時から本会議を開会いたしますので、ご参集ください。本日はご苦労さまでございました。

午後3時01分 延会